

第七十二回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和四十九年五月二十一日(火曜日)  
午前十時四十九分開会

委員の異動

五月十四日  
辞任  
鍋島 直昭君  
柴立 芳文君  
高橋 邦雄君  
藤原 房雄君  
村尾 重雄君

五月十五日  
辞任  
山下 春江君  
増原 恵吉君  
山本 利壽君  
柴田 栄君  
矢野 登君

五月十六日  
辞任  
片山 正英君  
小山邦太郎君  
柴立 芳文君  
高橋 邦雄君  
鍋島 直昭君  
松永 忠二君

五月十七日  
辞任  
小枝 一雄君  
黒住 忠行君  
山本茂一郎君  
安田 隆明君  
今 春聰君

五月二十日  
補欠選任  
鍋島 直昭君  
高橋 邦雄君  
柴立 芳文君  
小山邦太郎君  
片山 正英君

出席者は左のとおり。  
委員長 久保田藤麿君  
理事 高橋 邦雄君  
原 文兵衛君  
占部 秀男君  
河田 賢治君  
片山 正英君  
柴立 芳文君  
橋 直治君  
鍋島 直昭君  
藤原 房雄君  
村尾 重雄君

委員

衆議院議員

地方行政委員長

代理理事

議 者

議 者

修正案提出者

自治大臣

政府委員

自治省行政局長

町村 金五君  
林 忠雄君  
植弘 親民君  
中村 弘海君  
青柳 盛雄君  
井岡 大治君  
中山 利生君  
村尾 重雄君  
藤原 房雄君  
鍋島 直昭君  
柴立 芳文君  
橋 直治君  
高橋 邦雄君  
原 文兵衛君  
占部 秀男君  
河田 賢治君  
片山 正英君  
柴立 芳文君  
橋 直治君  
鍋島 直昭君  
藤原 房雄君  
村尾 重雄君

説明員

自治省行政局福 大嶋 孝君  
利課長

○理事補欠選任の件

○昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○地方自治法等の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(久保田藤麿君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月十五日、増原恵吉君及び柴田栄君が委員を辞任され、その補欠として斎藤寿夫君及び片山正英君が選任されました。

本日、安永英雄君が委員を辞任をされ、その補欠として宮之原貞光君が選任されました。

○委員長(久保田藤麿君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

高橋邦雄君の委員異動に伴い、理事に欠員が生じておりますので、この際、理事の補欠選任を行

ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に高橋邦雄君を指名いたします。

○委員長(久保田藤麿君) 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第七九号)及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(衆第二七号)を一括議題とし、まず、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第七九号)について政府から趣旨説明を聴取いたします。町村自治大臣。

○國務大臣(町村金五君) ただいま話題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

政府は、恩給年額の増額をはかるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い、地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の算定方法の改善、退職年金等のうち低額なもの年金額の引き上げ、遺族年金の扶養加算制度の創設及び短期給付の任意継続制度の創設等の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する

年金の算定方法について、地方公務員共済組合が支給する年金の算定方法に準ずる措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合制度の改正に関する事項のうち恩給制度の改正に伴うものについてであります。

その一は、恩給年額の増額の措置に準じ、地方公務員共済組合が支給する退職年金等の額について増額することとしております。すなわち、昭和四十七年度以前の退職にかかるとし、加えて、昭和四十四年度以前の退職にかかるとし、加えて、退職時期の区分により恩給水準と公務員給付水準との格差を是正する措置を講じ、その改定された退職年金等を昭和四十九年十月から支給することとしております。

その二は、恩給における最低保障額の引き上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることの措置を講ずることとしております。

その三は、恩給における増加恩給の額が増額されたことに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることの措置を講ずることとしております。

その四は、年金条例職員期間等を有する七十歳以上の高齢者等に支給する年金について、その額の算定の基礎となる期間に職務加算等の期間を加える措置及びその額に、最短期間年金限をこえる年数一年について給料年額の三百分の一に相当する額を加える措置を講ずることとしております。

その五は、以上の措置のほか、外国政府等の在職期間の通算条件の緩和及び教育公務員の動続加給の改善等の措置を講ずることとしております。

第二は、その他の地方公務員共済組合制度の改正に関する事項であります。

その一は、長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料について、従来、退職前三年間における掛け金の標準となつた給料により算定することとなつておりましたが、これを退職前一年間における掛け金の標準となつた給料により算定することとしております。

その二は、退職年金の年金額の算定にあつて、現行の算定方式により算定した額が通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式により算定した金額に満たないときは、その金額によることにより低額年金の額の引き上げをはかることとし、廃疾年金及び遺族年金についても、これと同様の措置を講ずることとしております。

その三は、妻または子に対する遺族年金について、新たに扶養加算制度を設けることとしております。

その四は、組合員がその資格を喪失した後、一定の期間内に、引き続き短期給付を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、資格喪失後一年間に限り、任意継続組合員として、短期給付を受けることができるものとしております。

その五は、短期給付制度を適用しない組合が行なう福祉事業について、その費用に充てるための掛け金及び負担金の額についての特例を定めることとしております。

第三は、その他の制度の改正に関する事項であります。すなわち、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の算定方法について、地方公務員共済組合が支給する年金の算定方法に準ずる等の措置を講ずることとしております。

以上が、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保田藤麿君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院地方行政委員会委員長代理理事中村弘海君から説明を聴取いたします。中村弘海衆議院議員。

○衆議院議員(中村弘海君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、修正の趣旨について申し上げますと、地方議会議員の年金制度につきましては、その年金額を国會議員の互助年金の改定の例に準じ増額改定する等の措置を講ずるとともに、土地開発公社の職員につきまして、地方道路公社等の職員と同様に、地方団体関係団体職員共済組合に加入させる措置を講じようとするものであります。

次に、その内容について御説明申し上げますと、地方議会議員の年金につきましては、この制度創設以来、今日まで一度も年金額の改定措置が講じられておりませんでした。このたび、これを国會議員互助年金制度における給付額の改定の例に準じて増額改定するとともに、地方議会議員の在職期間中他の公的年金制度の適用を受ける期間と重複している期間を有する者の年金について、重複する期間にかかる公的負担分として一定額を調整する措置を講じ、また、地方議会議員の年金の計算の基礎となる標準報酬月額について、給付事由が生じた日の属する月以前の地方議会議員であった期間一年間における掛け金の標準となつた標準報酬月額により算定するように改めること、その他所要の規定の整備をはかるうとするものであります。

また、土地開発公社の職員につきましては、地方団体関係団体職員共済組合の組合員とするとともに、それに伴う厚生年金保険特別会計からの資金の移換等、所要の規定の整備をはかるうとするものであります。

以上が、修正の趣旨及びその内容であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久保田藤麿君) 次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(衆第二七号)について、発議者から趣旨説明を聴取いたします。井岡大治衆議院議員。

○衆議院議員(井岡大治君) ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、提案の理由とその内容の概要を御説明申し上げます。

最近の異常な物価上昇は、狂乱物価、投機物価といわれ、卸売り物価、消費者物価ともに二〇%をこえる状態となつており、勤労国民の生活は、ますます圧迫されてきております。労働者の賃金は実質的に切り下げられ、賃金の引き上げも物価のあと追いにすらならないのが現状であります。

このようなインフレ、物価高のもとで、最も被害を受けているのは、いわゆるインフレ弱者といわれる各種社会保障給付の受給者であります。インフレは国民生活を破壊し、所得格差の拡大、富の偏在など、社会的な不平等をさらに拡大するものであります。今年の国民春闘がこうした社会的弱者の救済を掲げたのは、まさに当然なことと言わなければなりません。

また、その国の文化水準、福祉水準は、高齢者、母子世帯、社会福祉生活者の生活水準を見れば明らかになるといわれております。

このような観点から、現在の地方公務員共済組合の現状を見ますと、その実態は、きわめて憂慮すべき状況であります。地方公務員及びその遺族に対し、共済組合が人間らしい生活を保障することとは、その趣旨に照らして当然の任務であります。

さらに、最近の医療の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財源の収支を悪化させ、組合員に過重な掛け金負担をしいることになっており、また長期給付におきましても、インフレのもとで極度に逼迫しているのが実情であります。

このような事態に直面し、共済組合制度を充実強化するため、給付内容を大幅に改善し、賦課方式を採用するとともに、国庫負担制度の導入を行

ない、あわせて共済組合制度が組合員の福祉の増進のために運用されるよう規定の整備をするほか、退職者の短期給付の特例等の措置を講ずることは、緊急かつ重要な課題となっているのであります。

以上が、本法案を提出した理由であります。次に、法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方共済組合の給付に要する費用について新たに国庫負担金制度を設け、組合員及び地方公共団体の負担を軽減することとしております。すなわち、短期給付に要する費用の負担割合については、現在、地方公共団体の負担金と組合員の掛け金がそれぞれ百分の五十となっているのを、国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の五十、組合員の掛け金百分の三十とし、また、長期給付に要する費用の負担割合については、現在、地方公共団体の負担金百分の五十七・五、組合員の掛け金百分の四十二・五となっているのを、国の負担金百分の三十、地方公共団体の負担金百分の五十、組合員の掛け金百分の二十といたしております。ただし、短期給付にかかる組合員の掛け金の最高限度は、当分の間、千分の三十五とすることとし、この場合において、費用に不足が生ずるときは、国は当該不足額を組合に補助することとしております。

第二は、長期給付の財政方式について、現行の積み立て方式では、本改正案による給付内容を大幅に改善充実し、その他年金額の改定にスライド制を実施するためには限界がありますので、現行の積み立て方式から新たな賦課方式に移行することといたしております。すなわち、現行の長期給付についての財政方式に関する規定を削除して、新たに、三年を一期とする期間内の費用の予想額と掛け金及び負担金の額の合計額が均衡を保つことができるように定めることといたしております。

ただし、長期給付にかかる組合員の掛け金は、当分の間、組合員の負担、長期給付に要する費用

の見通し等を配慮し、必要な調整を行なって定められるべきものといたしております。なお、これらの関連で、現行の長期給付に充てる責任準備金制度を廃止することといたしております。

第三は、給付内容について、その支給率の引き上げ等により、現行の給付水準を大幅に改善することといたしております。

すなわち、短期給付については、家族療養費の現行支給率の百分の七十を百分の八十に引き上げることとし、また長期給付については、現行の退職年金の支給率のうち、その基本率の百分の四十を百分の六十に、その最高支給率の百分の七十を、百分の八十一にそれぞれ改めるほか、その最低保障額の三十三万六千六百円を七十二万円に引き上げることといたしております。

なお、これに準じて、退職一時金の額の引き上げ、廃疾年金及び遺族年金の支給率及び最低保障額の引き上げ、通算退職年金の定額及び報酬比例部分の計算率の引き上げ等により、それぞれの給付内容の改善を行なうことといたしております。

さらに、長期給付の算定の基礎となる給料は、退職前三年間の平均額となっているのを、退職時の給料に改めることにより、退職年金等の給付水準を引き上げることといたしております。

第四は、遺族に対する給付について、遺族の範囲を拡大するとともに、新たに年金者遺族一時金制度を創設する等の措置を講ずることといたしております。すなわち、遺族の範囲の拡大について、年金を受けるべき遺族としては、現行の「死亡の当時主としてその収入により」とあるうちの「主として」を削除して、一部でも組合員によって、その生計を維持している者にまで拡大することとし、年金以外の給付を受けるべき遺族には、組合員とは生計維持関係のない者も含めることといたしております。

また、年金者遺族一時金は、組合員の死亡の当時、遺族年金の支給要件を満たしていても、遺族年金を受け取る遺族がないときは、生計維持関係のない者に対して支給されるものであり、その額

は、遺族年金の額の七・五年分からすでに支給を受けた退職年金等を控除した額としております。さらに、在職者が二十年未満の短期在職者にかかる遺族年金の支給要件の現行一年以上二十年未満を、六カ月以上二十年未満に改めるとともに、その年金額の計算率の一年につき百分の十を百分の二十四に引き上げることといたしております。

第五は、組合員の退職後における医療等の給付水準を維持するため、新たに任意継続組合員制度等を創設することとしております。すなわち、組合員期間が二十年以上の者または組合員期間が十年以上で五十五歳以上の者が退職した場合に、その者の申し出により、十年間に限り、なお引き続き短期給付の規定を適用することとしております。また、現行の福祉事業は組合員のみを対象としているが、新たに組合は、組合員以外の年金受給者の退職後の福祉を増進するため、老人福祉施設その他必要な施設の設置及び運営の事業を行なうことができることとしております。

第六は、長期給付に充てられる積み立て金等の余裕金については、組合員の意思を反映して、もっぱら組合員の福祉の増進のため運用することとしております。すなわち、長期給付に充てる積み立て金等については地方公共団体の行政目的にも使用することができるとして規定を削除するとともに、その運用については、現在、法令に定めた基準に基づいて組合または連合会が行なっているのを、運営審議会等の議決事項とすることといたしております。

第七は、職員団体等の組合専従者は職員とみなして、地方公務員共済制度を適用することとしております。

すなわち、昭和四十三年十二月十三日に職員であった者のうち、同日以降昭和四十八年十二月十三日まで引き続き、地方公務員の規定による職員団体及び地方公務員共済関係法の規定による労働組合の役員としてその業務に就くに従事した者が、同日に職員を退職した場合において、その退職の日の翌日において職員団体等の役員である

とき、その者は、その後における職員団体等の役員である間、職員である組合員と同様に扱うこととしております。

第八は、退職一時金から通算退職年金の原資控除を受けないことを選択することができるとの特例の期限のうち、男子については、昭和四十四年十月三十一日までにその期限が満了しているが、今回その期限を昭和五十三年五月三十一日まで延長することとしております。

第九は、地方職員共済組合等の運営審議会及び地方公務員共済組合審議会の委員は、それぞれ組合員から任命することになっておりますが、その運営の実態及びその特殊性にかんがみ、かつて組合員であった者のうちから職員団体または労働組合が推薦した者を任命することができることにしております。

第十は、以上の改正措置に伴い、新法附則、施行法及び四十二年以降年金改定法について、それぞれ所要の特例及び経過措置を講ずることとしております。

なお、さきに四野党で共同提案いたしました賃金及び物価の変動に対応する公的年金給付等の額の改定等に関する特別措置法案におきまして、共済組合法についても賃金物価スライド制を適用するよう規定しておりますことを申し添えておきます。

以上が、本法案の提案の理由とその概要であります。慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保田藤吉君) 昭和四十二年以降における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について質疑に入ります。

○藤原房雄君 議題になっていきます政府提出の共済年金改正について、若干の質問をいたしたいと思います。

まず、この年金額の増額改定について伺いたいたんでありますが、この法案によりますと、昭和四十五年、四十六年、四十七年の各年度は、公務員

の給与引き上げ率で、昭和四十四年度以前は、恩給水準と給与水準との格差の是正を含めて一九・七％から一六・三％を退職の時期の区分によって引き上げる、このようになっていくわけでありすが、これで既裁定年金の給与改定率はすべて改められたことになるのかどうか、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員（権弘親民君） 御指摘のように、それぞれの退職の年度によりまして改定率を変えておりますが、一つのポイントは、四十五年の四月あるいは四十六年四月に退職した場合には、給与の改定が五月までしか遡及いたしておりませんでしたので、四月分が若干不利でございました。そういった点を改めております。

またもう一つは、従来、恩給の改定に準じて年金の改定をやっておったんでございますが、従来、四十五年度までは、いわゆる消費者物価スライドといいますが、消費者物価水準と公務員の給与改定との率をそのまま使っておりませんでした。いわば、給与改定におきましては、給与改定率につきましては、職務給的なものを約四割ぐらい割り落としをするというふうでございまして、その点が今度恩給におきまして一四・七％の差があるというところで、それを二年間で、四十九年度と五十年で復元させていただきますというので、本年度はその二分の一でございまして、この七・三五％を復元させていただきます、明年七・三五％を復元するというにさせていただきますと、おおむね、給与水準によって改定するということになってまいります。ただ問題は、改定期が十月ということでありまして、その点は若干のズレはございますが、改定そのものは合ってくる、こういうことになるわけでございます。

○藤原房雄君 ところで、まあ改定率一五・三％は、これは公務員の給与引き上げ率というところですけれども、昨年の人事院勧告で一五・三％だったと思うのですけれども、この改定率と勧告の引き上げ率で〇・〇九ですね、まあ差があるのですけれども、これは〇・〇九どうして入れなかったのかというのをちょっと御説明いただきたいと思っております。

○政府委員（権弘親民君） 御承知のように、地方共済の年金の改定につきましては、先ほど申し上げましたように、恩給の改定に準じておるわけでありすが、それでは恩給のほうではどうして一五・三しかとらなかったかと、〇・〇九を何かこう召し上げたんじゃないかという御質問であると思っておりますが、この一五・三九という人事院勧告の改善率は、十種、十の職種につきまして比較しておるわけでありすが、その場合には諸手当を含めておるわけでありすが、ところが、恩給の基礎になります年金につきましては本俸でございまして、その分が〇・〇九だけ違ってくるという、単にこの現在の制度上、年金なり恩給の計算の基礎となっておりまして給料月額といいますが、これのとり方の違いでございまして、意識的に〇・〇九を値切ったというのではないように聞いております。

○藤原房雄君 まあ昨年と今度、二年続いて公務員ベースアップ率が増額改定されておるわけでありすが、明年もこの給与スライドですね、これを維持していくのかどうかということ。高い額が出たからといってこれを値切るようなことはないだろうという、これからのことについてどういうお考えでいらっしゃるか、ひとつ伺いたいと思っております。

○政府委員（権弘親民君） 年金の改定は、まあ恩給と合わせるわけでございます、後ほどまた御指摘があるかと思いますが、このスライド制をどうするかという問題とからんでまいるわけでありすが、恩給につきましては、昭和四十七年以來、制度はまだ制度化はされておりましたが、ルールとしたしましては、賃金スライドといいますが、賃金の改定に準じて恩給を改定していただくというのが大体ルール化されておるといふふうに私も承知いたしております。したがって、四十七年から四十九年につきましては、ずっと給与の改定率によって恩給が改定され、それに準じて地方

共済の年金も改定させていただくと、こういうふうになってまいっておりますので、そういうルールがもうはつきりいたしておりますので、五十年度におきましても、たぶん、恩給ではそういうふうに取りはかたつていただけるのではないだろうかというふうに考えております。恩給のほうでそういうふうに取りはかたつていただきますと、当然地方共済につきましても同じように取り扱わしていただきたい、このように考えております。

○藤原房雄君 まあいまお話ございましたが、昨年もこれ、附帯決議で、給与スライド制の法制化についてこれは載っておったわけでありまして、また、公的年金制度調整連絡会議ですか、ここでもいろいろ議論があったということもわれわれ聞いておるわけでありすが、一応給与によるこの年金のスライド、これがまあ定着化しつつあるということがあるのじゃないかと思うのですけれども、この給与スライド制の法制化と、もう一つは、この実施時期の繰り上げですね。これ、給与改定期に合せて実施するようにすべきではないかというのをまあ考えるわけでありすが、この間のことについて、まあいまちょっとお話をいたしましたけれども、実施時期の繰り上げということもあわせて、どのようにお考えになっているのか、ひとつ伺いたいと思っております。

○政府委員（権弘親民君） 年金の改定につきましては、私どもも念願でございまして、御指摘のございましたように、総理府審議室が中心になりまして、公的年金関係の連絡協議会を持って検討いたしておりますが、このスライド制を採用するにいたしま

しても、賃金スライドによるかあるいは消費者物価スライドによるかという点は、相当重要なポイントであらうかと思っております。

現在、厚生年金なり国民年金におきましては、一応消費者物価スライドという制度をとられておるわけでありすが、それでは、年金につきまして同じように消費者物価スライドをとるかということになってまいります。私どもの地方共済審議会なり国家公務員の共済審議会なり、そういったような機関では、やはり公務員の年金というのは、公務員の身分なり職務の公共性といった特殊な立場に立ちますので、恩給と同じような立場で考えるべきであらう。そうなっておりますと、恩給が、先ほど申し上げましたように、ルールとしての給与スライドをとっておりますから、やはり制度改定させていただくとすれば給与スライドということになるかと思っております。附帯決議の御趣旨もそこにあると思っております。

そこで、そういった厚年なり国年なりといったものとの関係をどうするか、やはり広い意味の公的年金全般の権衡なり調整の問題がございまして、直ちに制度化するということについてはなかなか問題も多いようでありまして、したがって、先ほどの協議会におきまして、そこらの点も中心に議論を進めておりますが、まだ結論出ておりませんが、そこらのところもあわせながら、十分前向きに検討をしなければならぬものである、このように考えているわけでございます。

○藤原房雄君 実施時期の繰り上げ……。

○政府委員（権弘親民君） 失礼しました。繰り上げの問題であります。これも、実は年金の改定期は恩給の改定期にずらうと合わして実施させていただいておるわけでありまして、恩給につきましても、先生御承知と存じますが、四年、五年も差がございましたのを、恩給についての関係者の努力によりまして、年々と逐次差を縮めてまいりまして、いまようやく一年半になったわけでありまして、御指摘のように、この実施時期も、給与ベースの改定に合わせて、それと一致

させるように近づけることが理想であろうと思ひます。しかし、恩給局のお話等を聞いてみましても、なかなか切りかえの問題等もございまして、そう簡単にはまいらぬようでありますが、逐次、これを前進させていくという方向には恩給のほうもあるようでございます。

したがって、もし今回の国会におきまして、恩給等につきましてそういうような前進的な措置がとられるということになりますならば、私どもの年金につきましても同じような御措置をお願いしたい、このように考えるのでございます。

○藤原房雄君 次に、退職年金等の最低保障について伺いたいと思ひますが、今回新たに短期在職者についても最低保障額が設けられました。退職年金の場合には、実在職者が九年以上の上のときは二十四万一千二百円ですか、それから九年未満のときは十六万八千八百円と、こうなっているわけですが、この九年という年数ですね、これ、九年に区別した何か理由といひますか、これはどこにあるのか、ちょっと伺ひたいします、こまい話ですけれども。

○政府委員(植弘親民君) そこになりますと、どうも実は私も弱んでございまして、恩給に準じてやるたてまで進ませていただいておりますので、恩給と同じように九年にさせていたのだのであります。恩給の関係者のほうから伺ひますと、御承知いただいていると思ひますが、恩給の最低年限が十七年でございまして、その半分ということで八・五年、それをもう四捨五入して九年と、こういったような考え方で九年というのがとられて承っております。

○藤原房雄君 で、長期給付の算定基準ですね、これが退職時前三年平均の給与であったのが一年平均に改められた。この基準を改めることによつてどのくらい改善されるか、これはもし統計がございしたらお伺ひしたいと思ひます。

また、退職時を基準にするようにとの要望が今まで強かつたわけですが、退職時にしなかつた理由、それが一年平均と退職時ではどの程

度の差額があるか、また、これらの措置が既裁定者にも適用されるのかどうか、その間のことについてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(植弘親民君) 年金の計算基礎でございます給与年額をどの時点をとるかという点につきましては、前回にも御審議をいただきました。いろいろと御指摘いただきました。そこで、私もいたしまして、年金の事実上のアップを行なうということになってまいりますと、やはりその計算の基礎となります給料月額を引き上げるといふことがやはり重要なポイントであると思ひまして、一年間、関係省との間で鋭意検討を続けてまいりました。御承知と存じますが、三公社五現業等の公共企業体の共済につきましては退職時になっております。国家公務員なり地方公務員は退職前三年平均でございしたので、その間の調整をどうするか。一挙に公共企業体と同じように退職時の給与まで持ち上げるのはいいかどうかというふうなことで、いろいろ議論してみました。それからまた、方法といたしましては、退職前一年の給料の一号アップといったようなことも計算の過程で検討いたしました。やはり退職時の給料にいたしますと、国の場合はそれほど心配はありませんが、地方団体でございまして、三千もございまして、大きな団体、小さな団体ございまして、特別昇給をむちやくちやるとかいったような事例も出てまいるおそれもございします。そういった意味で、給与行政をそんなふうに放漫にしないというふうな立場からいきまして、やはりそこには歯どめが必要と。そうすると、退職前一年間の平均というものが最も合理的ではないだろうかというふうな結論に達したわけでございます。

そこで、一年にいたしますと、退職時とは差があるんじゃないかということになってまいります。この点につきましては、若干の差があることはもうこれは申すまでもございせん。もちろん退職時にもよりまし、退職した月にもよりましが、まあ大体において差が出てくると思ひます。したがひまして、その差をできるだけカバーいたしま

すために、ベースアップが行なわれますと、一年前にさかのぼってベースアップがあつたものとして計算していただくということと、その差を縮めると、こういうふうな考え方で今回法案を出さしていただいております。

そこで、具体的には、行政職の(一)の四等級十一号といったところで退職した者はどうかというところでサンプルで計算してみますと、約二三%ぐらいの改善率になっております。それから、いま申し上げました、退職時と一年間とでどのくらい差があるのかと。まあこれも個別的に違ひますが、非常に大きっぱに平均的に申し上げますと、大体一・五%程度の差ではないだろうかというふうに思われます。

○藤原房雄君 共済年金の給与水準を厚生年金等の給与水準以上にするために、新たに今度、通算の給与水準の算定方式ですね、いわゆるこの特別算定方式が設けられることになりましたけれども、この方式によつて算定する年金額、年金が引き上げられるものがどのくらい出てくるかということですが、これをもしデータがあつたらお知らせいたしたいと思ひますけれども。

○政府委員(植弘親民君) 先ほど先生ちよつとすみません、答弁漏れがあつたようです。——なかつたかな。失礼しました。

いまの点につきましては、数字の問題でありますから、福利課長からひとつ。

○説明員(大嶋孝君) いわゆる通年方式を採用いたしまして算定いたしました年金額が、従来ルールによりまして算定をいたしました年金額を上回るものとなるものの全体の割合でございすけれども、大体、退職年金にありましては五二%、廃疾年金にありましては六〇%強、遺族年金にありましては五〇%といったものが、この通年方式の適用を受けてその年金が改善されるというように大体数字が出ております。

○藤原房雄君 この最近のような異常な物価上昇を考えますと、三十二万一千六百円ですか、この最低保障額、これは当然引き上げるべきじゃない

か。おそらく現在の状況から見まして、少なくとも月額五万や六万程度は保障するようにしなきゃいかぬじゃないかと、こう考えるわけですが、この点についてはどうお考えになつていらっしゃるかと。この低い最低保障額が適用されるものから、一時金を受けている人ですね、この一時金の分が控除されることになっておりますけれども、これはぜひ廃止すべきだという声が非常にあつてはどうかお考えですか。

○政府委員(植弘親民君) 最低保障額をどの程度にするかという問題は確かに大事な問題であります。年金制度、社会保障の一環として——まあこれは広い意味でございしますが、年金と社会保障と違ひますけれども、広い意味において社会保障の一環としてこれを充実するという点については、私も同様にお考えをしておりますが、やはり、地方共済年金制度が、恩給なりあるいは最も身近な国家公務員共済あるいは厚生といったものとの関係を考えてながら逐次充実していただくということでございますので、その点も、先ほど来申し上げております公的年金連絡協議会等におきましても今後積極的に検討を続けなきゃならない問題であらうと、このように考えているのでございます。

それから、一時金との関係であります。やはり公的負担の関係では、どういたしまして二重払いということでは避けなきゃいけませんので、ある程度一時金を出している場合には、その分はどうしても除外させていただくと、これはやはり公的負担がございす制度の本質の問題としてやむを得ないものじゃないだろうかというふうな考えでおります。

○藤原房雄君 まあこれは最低保障額が非常に低いということから、こういうことについても、一時金のことにしても検討する余地があるんじゃないかということも申し上げておるんですけれどもね。こういう異常な状態であれば特にそういう点が目につくといひますか、大きな問題だらうと思

います。これ、ひとつ積極的にまた御検討いただきたいと思うんですが。

次に、扶養加算制度を今度新しく設けられたですね。この遺族年金の給付水準の改善。第一子、第二子が九千六百円ですか、それから第三子以下が四千八百円給付することになったんですけれども、この額の選定ですね、積算の基礎といえますか、何を基準に決められたかということをお伺いしたいと思います。

○説明員(大嶋孝君) この九千六百円なり四千八百円という数字は、厚生年金保険で取り入れておりますもの、要するに、厚生年金保険の中に入っておりますものを、そのまま同じ制度を国家公務員共済にも地方公務員共済にも設けたという趣旨でございます。その大もととは、扶養手当の額ではないかというふうに考えております。厚生年金に合わせたというものでございます。

○藤原房雄君 本来、この遺族年金の改善は、退職年金の百分の五十という支給率を引き上げることによって措置すべきじゃないかという、こういう考え方をするわけですけれども、この扶養加算制度の創設によって、百分の五十の支給率については一応終符を打ったことになるのかどうか。それから、たとえばこの生活保護費などの算定の基本を見ますと、基準額の最低生活基本額というものがありまして、それに一人とか二人とかという一般的な社会生活費が上のせられるという、こういうことには——大体最低生活基本額というものがあって、それに上積みされるということになっていきますね。そういう考え方がとれないかどうか。また一般に、一人で生活するよりも二人で生活するほうが安上がりになると、これは一般に言われているわけでありまして、そういうことからいまして、考え方はどうかということですね、どうでしょう。

○政府委員(植弘親民君) 遺族年金の充実という点につきましては、すでに当委員会でもしばしば御指摘いただきまして、私も前向きに取り組んでいっているつもりでございます。昨年も、支給期間

を十年を一年に短縮させていただきまして、それによってだいたい対象者も広がったわけでありまして、そのように努力いたしておりますが、支給割合そのものを一挙に五割とか八割とかということになりますと、これはいろいろな問題がございます。そう簡単にはいかないのをごさいます。たとえばこの既定の遺族年金あるいは既定の退職年金が遺族年金に転化する、転給するといったような場合には一体どうするのかとか、あるいはその場合に増加する費用を一体だれが負担することになるのか、それからまた、他の社会保障、社会保険ですか、これにおける遺族給付の均衡はどうであらうか、そういう点をいろいろと考えることもまいりません。しかし、方向としては、先ほど申し上げましたように、遺族年金も充実すべきであるということで関係省庁といろいろと協議しながらまいっているわけでありまして、今後とも、引き続き御趣旨を体しまして検討させていただきたい、このように思います。

○藤原房雄君 新法の第百十三条の長期給付の費用負担のところで「掛金及び負担金の額が平準的になるように定める」、この項を改められておりますね。このようにあるのを、「平準的」というのを今回取りましたですね。この理由ですね。また、「少なくとも五年ごとに再計算を行なうものとする」ということになっておりますけれども、本年度がその再計算の年になっているようでありまして、けれども、この再計算期に合わせて「平準的」を取った。掛金率や負担率を変動しやすくしたのじゃないかという、ここらあたりのことについて御説明いただきたいと思うのですけれども。

○政府委員(植弘親民君) この平準化という問題は、基本的には、財政方式におきましてこの現在の積み立て方式がいいのか、あるいは先進諸国でもとっておりまして、賦課方式にかわるべきかといったような問題と関連して起こった問題でございます。しかしながら、私も、いまの年金制度におきましては、積み立て方式をやめて賦

課方式にかえるということにつきましては、いろいろな問題がある、なかなかまいりません。しかし、現実問題といたしまして、最近の相当な異常な物価高騰、あるいはそれに関連いたしまして、給与水準も著しく引き上げさせていただく、こういうふうな事態になってまいりますと、非常に原則的な、基本的な立場における平準化というものを定めておりました、こういう社会経済の変転する情勢には即応しがいというふうなことから、ある程度弾力的に運用させていただこうというつもりでございます。決してこれによって掛け金、負担率を直ちにどうするということもございません。むしろ、そういう五年ごとに見直しをいたします際にも、あまり原則論だけで立ちますと、現行の積み立て方式そのものの運用が非常に息苦しくなるというふうな点から、こういうことをさせていただきまして、このようにいたします。しかし、基本はあくまでも積み立て方式を依然として維持するの、賦課方式に転化すべきものなのか、この問題はわれわれの年金制度では最も重大な問題でありますので、総理府を中心にいたしまして、関係省庁の間で積極的に検討を進めたい、このように考えているところでございます。

○藤原房雄君 最後に大臣、いま何点か問題申し上げましたわけでありまして、また、四党提案の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の中にもいろいろな問題提起されたわけでありまして、こういう時代の大きな変転の中で新しい方式もいろいろ導入しなければなりません、また、いままでの考え方だけでなく、発想の転換——田中さんよくおっしゃる——そういうことで、思い切ったこともしなければならぬいろいろな問題がありますが、最後にひとつ大臣の所信をお伺いしまして終わりたいと思います。

○国務大臣(町村金吾君) 御承知のような、地方公務員の退職後における生活の保障をできるだけ進めてまいりたいというところに相なりますと、いままでの年金が必ずしも十分ではなかった。特に、最近における諸物価の高騰というところによって、

一そう退職者の生活が窮乏を告げるというような状況にかんがみまして、御承知のように、国家公務員におきます恩給というものであるいはまた共済組合年金も、かなりの増額をしなければならぬという立場に立ちまして、御承知のとおり、本年は相当の大幅の改定が加えられたということには十分に御承知のところでございます。

そこで、現在の地方公務員につきましては、やはり国家公務員に準ずると申しましょうか、国家公務員とやはりはすを合わせていくという考えのもとに、すでに、いまの御質疑等にもございましたけれども、大体恩給の改定に準ずるといふやり方をいたしてこのたび御審議を願うということになったわけでございます。このたびの改正も、実は前から懸案になっておりました多くの問題についてできるだけ前進をさせようという考えのもとに、かなり多くの問題が取り上げられておるといふことは、ただいまの御質疑の過程を通じて明らかになったわけでございます。もとより、今日これをもって、私も必ずしも万全なものだということに考えておるわけではございませんけれども、少なくとも、今度のこの年金の改正というものはかなりの前進であった。ただ、金額的には御承知のとおり、物価の高騰というものはかなり激しくございまして、したがって、年金受給者の立場からしますと、はたしてこの改正によってかなり年金がふえたという実感を実際に持っていたかどうかというところになります。れば相当問題がございますが、少なくとも、たてまえとしては、従来からいろいろ指摘されておりました問題がかなりの改善が加えられたということ、これは間違いないところでございます。

今後、わが国の諸物価が一体どんなふうに変動をし、鎮静をしていくかということが、やっぱり私は年金の問題を考えます場合には一番重要なことで、いかに、相当な改善を加えたいたしましても、物価がそれを上回るような高騰が続けるということになりますれば、せっかくの改善必



ずしも十分な効果があらならないということに相  
なってしまうことは明らかでございます。した  
がつて、私どもはやはりまず物価の鎮静をはかる、  
同時に、公務員の年金制度というものにつきま  
しては、他の厚生年金制度その他との関連とい  
うようなことも十分ひとつ比較検討をしながら、  
とにかく、若い時代を、働ける時代を地方公務員  
として長く奉仕をした、働いたという方が、老後  
において生活に難渋を来すということのないよう  
にしなければならぬということを基本に置いて、  
この問題につきましても、いろいろ御指摘等のご  
さいました問題、十分ひとつ検討をしながら、さ  
らに改善を加えなければならぬ問題につきま  
しては、今後そのことにさらにひとつ十分な検討を加  
えて、改正を必要とするものについては実現のた  
めに努力をしまいたい、かように考えてお  
るところでございます。

○政府委員(植弘親民君) 先ほどやっぱり答弁漏  
れがございました。失礼いたしました。

三年を一年に変えるのに過去にさかのぼるかと  
いうのは、あれは全部さかのぼります。その点を  
落としておりましたので……。失礼いたしました。  
○占部秀男君 あと十五分しか時間が残らないから、  
ごく簡単に聞きますから、簡単にひとつ答えてく  
ださい。

まず、大臣にお伺いしたいんですが、いま藤原  
さんからお話がありましたように、いまの経済情  
勢は非常に経済情勢にあるわけですね。特に一番  
ひどい目にあっているのが年金生活者、これはも  
う言うまでもないことです。ところで、今度、例  
の十五・三%の引き上げと、積み残しの半分、  
七・三五でしたか、これをプラスしたやつが――  
七・三五引き上げになるわけですが、いずれにし  
ても、絶対額の問題あるいは給与の引き上げ率の  
問題あるいはスライドの問題、今度は積み残し  
が解決を来年はするようですね、これらの問  
題、さらにまた一年半の実施期間にからむおくれ  
の問題、こういうような問題は、大なり小なり恩給  
法と関連があるわけですね。そこで、いま大臣の

御答弁で、大体、恩給法の改定に準じてやるんだ  
というお話ですが、ぼくはそういう態度はこの際  
やめてもらわなきゃならぬじゃないかと思うん  
です。というのは、いまの物価が狂乱物価といわ  
れておる、こういう経済的な条件もありますけ  
ども、恩給法と地共済、特に共済関係とは、立  
て方が違うことは、きょうはもう時間がないから  
言いませんが、違うんですね。しかも、戦後、労  
組法ができてからも三十年近い。地方公務員法  
ができてからも二十年。さらに、この地方共済――  
地公法にのっとってと言っちゃ悪いけれども、そ  
こから、公務員の生活保障の問題に関連して、こ  
の地共済になってから――あれはたしか三十七年  
だと思えますから、もう十年、この辺でそろそろ  
恩給法に準ずるといふやり方を脱皮する時期じゃ  
ないかと。しかも、経済的な条件が条件だから、  
なおさら絶対の好機じゃないかと私は思うん  
です。これは非常に概念論ですけども、大臣の腹  
がまえをひとつお聞きしたい。

○国務大臣(町村金五君) 今日たいへんに物価が  
安定をしない、たいへん激しくこの一年間上  
がってまいったというふうなことからして、年金生  
活者がたいへん難渋をいたしておるということに  
ついては、私も全く同様に考えておるところで  
ございます。したがって、このたびの改定必ずしも  
十分だというふうにはお考えいただけないかも  
しれませんけれども、こういって点を突はか  
なり十分配慮をいたしたつもりであるわけ  
でございます。

そこで、いま占部議員によりますれば、地方公  
務員と国家公務員というものはたてまえもかなり  
違うのであるから、この際、恩給に準ずるとい  
うような考え方はひとつやめたほうがいいかと。確  
かに、私は一つの御意見であると存じます。ことに、  
いまの地方公務員と国家公務員というものは、た  
てまえが確かに違うというところはもうそのとおり  
でございます。ことに、地方公務員と国家公務員  
では、かなりその職務の内容のたいへんよく似て  
いる部分もございまして、かなり違つたよ

うな立場の地方公務員もあるわけでございます。  
したがって、そういった非常に違つておるものと  
国家公務員とを対比するといふような場合には、  
全然年金制度についても違つたてまえの考えの  
もとに進めていかざるべきではないかという御意見  
も確かに有力な御意見として存在し得るものだ  
と、かように私も考えるわけでございます。しか  
し、また一面考えてみますと、なかなか――し  
からば、それじゃ一体国家公務員の恩給なりある  
いは国家公務員の共済制度と全く違つたてまえ  
のもので、準じないで考えろと、こう言われまし  
ても、これは実はなかなか私そう簡単に――ご  
もつともだというふうには考えましても、しから  
ば、そういうたてまえをこれからつくり上げてい  
くといふことになりますると、なかなかこれは現  
実の問題としてはそう簡単な問題でないというこ  
とは、もうこれは占部議員もよく御理解の願える  
点でございます。私も、やはり国家公務員  
と地方公務員というものは、まあいりんな点で違  
いはあつてもそう大差はないと、むしろ、恩給制  
度とこれとをいわば並立をさせまして、両者が、  
御承知のとおり、人数から申しまして、むしろ  
地方公務員のほうが数の上においては最近はい  
というふうなこともいわれておるのでございま  
すから、ただ単に国家公務員に準ずるんだとい  
うことでなくて、まあ私も、国家公務員の年金制  
度あるいは地方公務員のこういって年金制度とい  
うものは、両々相まってお互いにひとつ十分検討  
し合つていくということもたいへん必要であら  
う。ただ機械的に右へならえをすることがし  
べきだといふふうには私も考えているわけじゃ  
ございません。今後、その点はひとつ十分検討を  
加えてまいらるべき問題だと。少なくとも私も  
両々相まつて、ともにこういって老後の生活保  
障が十分できるのはどうあるべきかといふこと  
をひとつ念頭に置いて検討を加えさせていただきます  
と思ひます。

○占部秀男君 そこで積み残しの問題、これは御  
存じのように、この恩給の二万円ベースのやつと、  
それから給与の二万円ベースのやつとの対比の中  
から出ているわけですから、これはもう明確な  
一四・七%ですか、これは明確な問題だ。そこで、  
今度なぜこれを半々にしてやったのかというこ  
とが一つ。  
それからあとまあ残つちやつたやつですね。こ  
れは残つたやつは、明年度は、恩給法の給与の改定  
のいかん、あるいはこの年金関係の改定のいかん  
にかかわらず、これは実現していくんだと私は思  
うけれども、その点どうなんですか。簡単にひと  
つ。  
○政府委員(植弘親民君) もう二年間でやるとい  
うのは、恩給のほうでは単純に、いま財政問題の  
ように承つております。したがって、財政的にい  
ま二年にしたいのでございまして、その点では恩  
給のほうはいじょうぶだと思ひます。というの  
で、私どもはもうそれに準じていじょうぶだ  
と思つております。  
○占部秀男君 次に、スライドの問題、いま藤原  
さんのお話で事情がわかつてきたんです。ある程  
度は理解しますが、いずれにしても、恩給法との  
関連から、これいまだあれでしよう、厚生年金関係  
との見合いから、自動改正みたいになるわけ  
でしょう。で、そこまできてなら、はつきりと七  
十四条を改正したらどうなんですか。それやっぱ  
り地共済あたりが先べんつけるのがほんとうじゃ  
ないかと思ひますが、その点どうですか。  
○政府委員(植弘親民君) 先ほど藤原先生にお  
答へいたしました、いまの公務員の給与ベース  
は、おおむね、消費者物価等がその母体になつて  
おりますから、賃金スライドといつても消費者物  
価スライドといつてもそれは大差ないのかもしれ  
ませんが、やはり公務員の特殊性等考えますと、  
給与スライドと言ふのが――これは地方共済審議  
会、国家共済審議会等の、まあ職員の代表が入  
った審議会等でも、やはりこれは賃金スライドす  
べきだといふ意見が強いわけですね。そうなります  
と、一方では厚年、国年のほうが消費者物価でござ

ますから、公務員だけというのはやはりいろいろと差しかえがあるようでございまして、いまのところはルール化されておりますので、まあ制度は少し時間かけてもという気持ちでおります。  
○占部秀男君 どうもひなた水に入ったような気持ちでいやな気持ちなんだけれども、時間がないからもうそれで切っておきます。

それから一年半の実施時期の問題。これで、年度の春闘でも、弱い層に対しては何か厚生年金やその他の問題で、たしか三カ月ぐらい前進したんじゃないかと思う、実施時期を。あれ十一月か、やつを九月か何かにしたんじゃないかと思う。ああ八月にね。あんだ、公務員だからほうっておくという手はないでしょう。あれ特に大臣ね、公務員だけがほうっておかれるということはない。幾らかでも前進させなきゃロジックが合わないですよ。頭がいいんだから、あんだ方。そういう点はもうわかり切っているんだから、何とかならぬのですか、これ。もうほかの文句は言いませんよ、時間がないから。

○政府委員(権弘親民君) 同じ答弁で恐縮でございます。まずけれども、やはり先ほど大臣に御質問ございましたが、恩給との関係あるいは国家公務員共済年金の関係等考えてまいりますと、そういう基本的な年金の改定という問題は、やはり共済、恩給から出ておりますから、恩給とどうしてもはずを合わせなきゃいけません。その他の問題で恩給と関係ないような部分につきましては、共済プロパーの立場で改善をはかってまいっております。しかし、いまの繰り上げにつきましても、やはり恩給がどうなるかということが、そこらの問題でもやっぱり大事なポイントでございまして、恩給の動向に従って処理していただきたいと、こういうふうな考えております。

○占部秀男君 最低保障の問題で、相当こまかく本法や施行法の問題、それから四十二年の改定法の問題に関連して聞きたいんですが、もう藤原さんがだいたいお聞きになっておりますから、ぼくは言いませんが、今度改定されることになる、一

部に伝えられている標準世帯の生活扶助の基準より少ないなんていうのはもうなくなるわけですか、まだ残るわけですか。その点を明確にしてもいい。

○政府委員(権弘親民君) 最低保障の問題につきましては、恩給なり、国共済との関係を考え、改善をはからせていただきましたが、若干、やはり御指摘のような点で残るものがあるかと思ひます。しかし、それはやはり制度の立て方の問題でございまして、ちょっと早急には解決できませんが、たとえば昨年御指摘ありまして、厚生年金よりもむしろ年金のほうで低い層がございまして、これは今度の改正で、通算特例でやれることになりましたので、そのように、もしーそういうのを少し調べまして、そういう事態になれば、やっぱりこれは考えなきゃいかぬ問題だということふうに思ひます。

○占部秀男君 このことは、ちょっと公的年金と銘打った以上、あまりにもどうもひど過ぎるんで、その点、ひとつ大臣も努力していただきたいと思ひます。答弁は要りません。

次に、税金の問題なんですがね。年金を非課税制度にすべきであるという問題、これはもう年金が始まって以来の問題になっておりますが、これはやはりいろいろな事情があつて、問題があると思ひます。わかるけれども、少なくとも地方公務員の大部分というものは、もうやめちゃうとそう収入はないのです。年金だけで生活しておる。せめて年金だけで生活しておる者ぐらひは非課税制度に持つていつてやらぬと、食つていけないと思ひます。そういう点については、どうですか、何とか改善をさせるような考え方はないんですか、あるんですか、その点をひとつ。きょう今日解決つてようといつたって無理ですから、よく知っておりますから、無理ですから言いませんけれども、そういう点についての努力とか、あるいは話し合ひで、大蔵省との折衝とか、そういうものはあるんですか、ないんですか。  
○政府委員(権弘親民君) 先生の御指摘のとおり

でございまして、これは所得税制といいますが、所得税の国民全体の権衡論の問題等もございまして、なかなか簡単にまいりませんけれども、非課税範囲の拡大といったような点につきましまして、共済サイドからは大蔵省にも話をしておいでます。今後とも、十分それは検討させていただきます。今後は、十分それは検討させていただきます。たいと思ひます。

○委員(久保田藤廣君) 他に御発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございせんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員(久保田藤廣君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員(久保田藤廣君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。  
〔賛成者挙手〕

○委員長(久保田藤廣君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○原文兵衛君 私は、ただいま可決されました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。  
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

議案  
政府は、地方公務員共済制度の現状にかんがみ、公的負担及び各種給付内容の改善、給与改定率によるスライド制の法制化、年金改定の早期実施、長期給付財源における賦課方式の採用、通算退職年金制度の抜本的改善について検討するとともに、次の諸点について善処すべきである。

- 一、公務員関係共済制度に共通する基本的問題を調整改善するための関係閣僚協議会の設置等について検討すること。
  - 二、退職年金等の最低保障制度については、既支給一時金の控除の廃止を含めて引き続きその改善をはかるよう検討すること。
  - 三、年金制度施行前の職員期間を組合員期間に通算するための要件について、その緩和をはかるよう検討すること。
  - 四、中高年齢で就職した者に係る退職年金等の受給資格については、特例措置を講ずるよう検討すること。
  - 五、休職者が復職して一年以内に退職する場合の退職年金等の算定の基礎となる給料については、特別な措置を講ずるよう検討すること。
  - 六、短期任意継続組合員制度については、その通用期間の延長及び継続組合員の負担の軽減をはかるよう検討すること。
  - 七、労働組合の非在籍専従役員が共済組合員としての資格を継続しうるよう検討すること。
  - 八、地方公務員共済制度における運営審議会等の委員の特例措置の中に審査会の委員を含めるよう検討すること。
  - 九、地方公共団体の条例の規定により設立された互助組織その他地方行政に極めて密接な関係のある団体等の職員について、地方団体関係団体職員共済組合制度を適用するよう検討すること。
- 右決議する。  
以上でございまして。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。



○委員長(久保田藤麿君) ただいま原文兵衛君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(久保田藤麿君) 全会一致と認めます。よって、原君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、町村自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。町村自治大臣。

○國務大臣(町村金五君) ただいまいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、その実現に努力いたしたいと存じます。

○委員長(久保田藤麿君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(久保田藤麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(久保田藤麿君) 次に、地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)、地方自治法の一部を改正する法律案(衆第二三三三)及び地方自治法等の一部を改正する法律案(衆第二四四四)を一括議題とし、まず、地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)について、政府から趣旨説明を聴取いたします。町村自治大臣。

○國務大臣(町村金五君) ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、まず、特別区の区長の選任制度を中心とする特別区制度のあり方についての第十五次地方制度調査会の答申の趣旨にのっとり、特別区の選任方式について公選制度を採用するとともに、あわせて特別区の事務、人事等の諸制度を改正し、住民により選挙された区長が適切にその

責任を果たすことができるよう、規定の整備を行なうとするものであります。

さらに、一部事務組合制度の充実をはかるための改正は、最近における住民の生活圏の広域化に対応して、第十三次地方制度調査会の答申の趣旨にのっとり、市町村が、共同で総合的かつ計画的な行政を推進するための制度を整備しようとするものであります。

以上のほか、地方公共団体の処理すべき事務に關する規定等につきましても、この際、整備する必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一に、地方公共団体の処理すべき事務の例示中に公害の防止その他の環境の整備保全に関する事項、都道府県の処理する広域的な事務の例示中に上下水道事業、下水道事業及び産業廃棄物の処理に関する事項をそれぞれ加えるとともに、地方公共団体は、他の地方公共団体と協力して、住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政の運営につとめなければならないこととしたしております。

第二に、特別区の区長の選任方式について公選制度を採用し、あわせて関連する諸制度を整備するため、次のような規定を設けることとしたしております。

その一は、昭和五十年四月から特別区の区長について公選制度を採用するものとする規定であります。

その二は、特別区に存する区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務を除き、特別区におおむね、一般の市に属する事務と同一の事務を処理させるほか、保健所を設置する市に属する事務をも処理させるための規定であります。

その三は、都区財政調整上必要な措置を講じる場合には、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するようにしなければならないとするた

めの規定であります。

その四は、特別区への事務移譲に伴う職員引き継ぎに関する規定及び特別区の区長に他の地方公共団体の長と同様の人事権を付与し、配属職員制度を廃止するための規定であります。

以上の改正に関連して、現に区長の職にある者及び昭和五十年三月末日までに区長が辞職または死亡したこと等により選任される区長は、その任期のいかににかかわらず、最初の区長の統一選挙の前日まで在職することといたしました。

第三に、市町村が広域にわたる総合的な計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整をはかり、及び、総合的かつ計画的な事務を共同して処理するために設ける市町村の一部事務組合につきまして、次のような規定を設けることとしたしております。

その一は、この組合の共同処理する事務が組合を構成する市町村相互間で相違することがあっても差しつかえないものとする規定であります。

その二は、この組合の規約には、組合の作成する計画の項目を規定するほか、組合の議会の議決方法について特例を定めることができるものとする規定であります。

その三は、この組合には、管理者にかえて理事会を置くことができるものとする規定であります。

第四は、監査委員の任期の延長、行政財産の貸し付け等に関する規定及び地方公共団体の処理事務等を掲げた別表の規定を改正する等、所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

以上が、地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及びその趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保田藤麿君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員中山利生君から説明を聴取いたします。中山利生衆議院議員。

○衆議院議員(中山利生君) ただいま議題となり

ました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

今日、交通、通信手段の目ざましい発達によって、住民の日常生活上の行動圏域は非常に広くなり、市町村の行政区域を越えて住民の日常生活圏域が形づくられるに至っております。

広域市町村圏構想は、このような地域社会の変貌に対処し、住民の日常生活の実態に合わせ、幾つかの市町村の共同計画によって行政施設の充実ははかるうとするものであります。都市化の波が至るところに押し寄せている現状から見ますならば、広域行政への要請は、いわば時代の趨勢とも言えるのであります。

しかしながら、市町村は、住民にとって最も身近な、かけがえのない基礎的地方公共団体であり、広域行政の名のもとに、その自主性がそこなわれるようなことがあってはなりません。

今回の政府案による一部事務組合制度の改正規定におきましては、市町村の事務等に関し、広域にわたる総合的な計画を共同して作成し、その事務の管理及び執行について必要な連絡調整をはかり、これらの事務の一部を共同処理するための市町村の一部事務組合について制度の改正を行なうとするものであります。この法律案の規定は、基礎的地方公共団体としての市町村の事務処理について、常に広域行政的な視点に立ってのみこれを行なわなければならないとの趣旨に解されるおそれがあり、適当ではないので、これを相互に関連する事務と改めることにいたしました。すなわち、今回の改正制度による場合も、市町村の事務については、その組合で共同処理する事務とするかどうかは、市町村自体が自主的かつ合理的な判断に立って定めるべきものであるとの趣旨を明確に規定したのであります。

次に、一部事務組合は、構成市町村の協議により設けられる独立した法人格であります。その処理する事務が、本来構成市町村が処理する事務であるところから、構成市町村ときわめて密接な

開通を持つものでありますので、組合の議会で議決すべき事件のうち政令で定める重要なものにつきましては、組合の議決があつたときはもちろん、組合の議会の議決にかけようとするときも、あらかじめこれを当該一部事務組合を組織する市町村の長に通知することに改めることとしております。

以上でございます。

○委員長(久保田藤麿君) 次に、地方自治法の一部を改正する法律案(衆第三三三号)及び地方自治法等の一部を改正する法律案(衆第二四四号)について、順次発議者から趣旨説明を聴取いたします。青柳盛雄衆議院議員。

○衆議院議員(青柳盛雄君) ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案に關し、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、提案理由の概要を御説明申し上げます。

東京都において、区長公選、自治権拡充の要求は、いまや保守、革新を問わず、都民の一致した要求となっております。

東京都の特別区は、昭和二十七年の地方自治法改正により、現行の区長選任制度が採用され、都区一体化をはかり、行政の統一的、能率的運営をはかる必要があるとして、一般市町村とは異なつた都の内部的団体であると規定されたのであります。

それ以来、東京都の二十三の特別区の存する地域においては、東京都が市に相当する基礎的団体とみなされ、特別区は都の内部的団体とみなされているため、住民は、区長を直接選挙によって選出するという住民自治の基本原則が、市町村民に比較し、不当に制限されております。

また、特別区は、区民にきまかな行政サービスを提供する権限がなく、区の仕事について国や都の主導性が強く働くこと、区役所職員の数以上を占める配属職員に対する人事権を持たず、区の組織や財政についての自主的決定が制約されるなど、自治体ならば当然処理できる諸権能を大きく制限されております。

この制度が、その後の情勢の変化と相まって、区長の長期不在など、好ましくない状態をつくり出していることも事実であります。特別区の制度の限界と制約は、区民の諸要求に的確に対応することを困難にさせております。

以上のような状態に対し、東京都では、昭和二十七年の地方自治法改正以後、区議会や特別区住民の間において、自治権拡充を求める運動がねばり強く続けられ、昭和四十二年、練馬区における準公選運動を皮切りに、十七の区において準公選条例制定を求める直接請求が行なわれ、三つの区では準公選制度が実施されるなど、運動が前進してきております。

こうした実態を放置してきた政府は、運動の高まりに押され、第七十一国会に、地方制度調査会の答申を得て、区長の公選制採用、自治権拡充など、東京都の特別区に関する改正案を、第六十五国会で廃案となつたいわゆる市町村連合法案を引き継いだ、複合事務組合に関する改正案と抱き合わせた地方自治法の一部改正案を提出したのであります。

日本共産党・革新共同は、従来、地方自治権を守り、東京都民の基本的な権利を保障し、命と暮らしを守る立場から、区長公選制の実現、住民に身近な事務の区移管、区財源の確保など、区長公選を直ちに実施し、特別区の自治権を拡充すべきであると一貫して主張してまいりました。

しかるに、東京都民が強く求めている区長公選、自治権拡充が今日まで実現しなかつた責任は、まさにこのような抱き合わせ法案を提出してきた政府・自民党にあることは明らかであり、野党がとうてい賛成しがたい抱き合わせ法案を提出したのは、実は区長公選の実現を不可能にするためのものであると言わざるを得ないのであります。

政府・自民党が真に区長公選を実現する意思があるならば、すべての政党が賛成できる区長公選、自治権拡充を、野党に反対のあるいわゆる市町村連合法との抱き合わせにせず、独自の法案として提出すべきであります。

この立場から、今国会において、都民の一致した要求であり、基本的には与野党が一致している区長公選制、特別区の自治権拡充を実現するため、本法案を提出した次第であります。

次に、法案の概要について御説明申し上げます。第一に、特別区の区長の選任方法について直ちに公選制度を採用することとし、区長の任期終了に伴う選挙は公選制により実施するとともに、議会選任による区長について、昭和五十年に行なう一斉選挙の日以後任期を満了するものについて、任期を一斉選挙の前日までとし、一斉選挙を実施することとした次第であります。

第二に、特別区の存する地域におきましては、特別区の自治権を拡充するため、廃棄物、公共下水道、消防等に関する事務並びに法律またはこれに基づく政令により特に定める事務を除き、おおむね、一般市に属する事務及び保健所に関する事務のうち政令で特別の定めをする事務を除き特別区に移管することとし、必要な規定等を設けることとしたのであります。

第三に、区財政の確保をはかり、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を保障するために、都区財政調整上必要な措置を講じなければならぬこととしたのであります。

第四に、配属職員制度を廃止することとしたしました。廃止にあたっては、都、区及び関係職員の間で協議が整つた日に廃止することとし、廃止の日を政令で定めることとし、必要な規定を設けることとしております。

以上が、地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保田藤麿君) 井岡大治衆議院議員。○衆議院議員(井岡大治君) ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表して、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。本法案は、自民党政府案の複合事務組合に関する規定を全面的に削除し、勤労国民の要求に早急にこたえるため、特別区の区長公選の実施と、地方自治法附則第八条の改正を主たる内容とするものであります。

まず第一に、一千万都民が長年要求してきた特別区の区長公選制を早急に復活、実現する問題について申し上げます。昭和二十七年の自民党政府による地方自治法の改悪によって公選制が廃止されて以来、日本社会党は一千万都民とともに公選制の復活を要求し、あわせて準公選運動を展開してきました。今日、この運動は、品川区において革新区長を誕生させるとともに、第十五次地方制度調査会においても、公選制の実施の答申となつて大きく結実しております。

ところが、自民党政府は、区長公選制に一応賛成するかのポーズをとりつつも、他方では、日本社会党をはじめ、全国の自治体関係者が強く反対してきた一部事務組合の複合化と抱き合わせの法改正案を提出することで区長公選の実現を妨害しております。広域行政の美名のもとに、全国の市町村を再編、合理化し、将来の道州制に道を開く一部事務組合の複合化は、地方自治を根底から破壊するものであり、一千万都民の要求を逆手にとるこうした自民党政府の措置は、きわめて遺憾なことと言わねばなりません。したがって、区長公選について一千万都民の要求にこたえるためすみやかに実施する必要があります。

第二は、地方事務官制度の問題であります。地方自治法附則第八条は、昭和二十二年に同法が制定された当時の暫定措置として、都道府県職員のうち政令で定めるものは当分の間これを官吏とする、と規定しております。このため、都道府県職員のうち、社会保険、国民年金、職業安定の業務に従事する職員、いわゆる地方事務官は、同法の規定を受け、国家公務員たる身分のまま今日に至っております。したがって、現在、都道府県職員として勤務する者の中には、国家公務員身分の者が混在しているわけですが、こうした実

應は、都道府県知事の指揮監督権にもかかわる問題であり、地方自治を侵すものであります。

自民党政府は、これまで再三再四、この問題の解決を言明し、今国会における自治大臣の所信表明においても確約されているところであります。

にもかかわらず、各省庁のセクショナリズムによつて反対されている実態は、まことに遺憾なことであります。したがつて、この際、地方事務官制度についても早急に廃止する必要があります。

以上が、本法案の提案理由であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一は、特別区の区長公選方式について公選制度とし、あわせて関連する諸制度を整備するため、次のような規定を設けることとしたしております。

その一は、区長公選制度については、本法案公布の日から三月を経過した日から施行するとともに、五十年四月以降任期を有する特別区の区長については、五十年四月一日以降三月をこえない範囲において政令で定める日に選挙を行なうこととしております。

その二は、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務を除き、特別区は、おおむね、一般の市に属する事務と同一の事務を処理することとしたしております。

その三は、保健所の事務についてであります。特別区は、保健所を設置する市に属する事務を処理するとしておりますが、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるまでの間は、または都知事が処理するものとして、都、特別区の実態にかんがみ、経過措置を設けております。

その四は、都区財源調整上必要な措置を講ずる場合には、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するようにならなければならないとするための規定であります。

その五は、特別区への事務移譲に伴う職員の引き継ぎに関する規定及び特別区の区長に他の地方公共団体の長と同様の人事権を付与し、配属職員制度を廃止するための規定であります。

第二は、地方自治法附則第八条に関する改正であります。

その一は、地方自治法附則第八条に基づき政令事務の範囲を、道路運送法、道路運送車両法等の施行に関する事務に限定いたしました。

その二は、現在の公共職業安定所を都道府県の機関とすることとしたしました。

その三は、この法律の施行に際し、新たに都道府県職員となる者が受ける給料が、従来の国家公務員としての俸給を下回る場合には、都道府県は、調整のため手当を支給すべきものとしたしました。

その四は、社会保険審査官及び失業保険審査官につきましても、審査事務が各都道府県で異なることは望ましくありませんので、従来どおり国家公務員とすることにいたしました。

なお、本改正は、昭和五十年四月一日より施行することとしたしております。

第三は、監査委員の任期の延長、行政財産の貸し付け等に関して所要の改正をいたしてしております。

以上が、本法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(久保田藤麿君) 質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(久保田藤麿君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、永野鎮雄君が委員を辞任され、その補欠として橋直治君が選任されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は三月十三日)

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

れた額にあつては、その額が、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号。以下「昭和四十九年法律第 号」という。)第二条の規定による改正後の新法第四十四条第二項又は昭和四十九年法律第 号第三条の規定による改正後の施行法第二項第三十三号(以下「昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二項第三十三号」という。)

の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき給料年額を求め、その給料年額を基礎として現に支給されている年金の改定の例に伴い、前各条の規定を適用するものとした場合における仮定新法の給料年額とみなされた額より少ないときは、当該仮定新法の給料年額とみなされた額に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表当該下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百九十四万円を超える場合には、当該給料年額については、二百九十四万円)を、それぞれ第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十九年十月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一項第三項後段の規定を準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が退職年金を受ける最短期間(以下「最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

二 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が退職年金を受ける最短期間(以下「最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

二 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が退職年金を受ける最短期間(以下「最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

二 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 十六万八千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているものの 十六万八千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達しているもの 十二万六千六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万

四百円

3 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

6 沖縄の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前各号の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十一条中「第七条」を「第九条」に改め、同条を第十三条とする。

第十条中「第八条」を「第十条」に、「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十一項とし、第八条を第十條とする。

第七条第二項中「第六条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第九條とする。

第六条の四第一項中「第六條第一項各号」を「第八條第一項各号」に改め、同条第二項中「第六條第三項」を「第八條第三項」に改め、同条を第八條の四とする。

第六条の三第一項及び第二項中「第六條第一項」を「第八條第一項」に、「第六條の二第一項」を「第八條の二第一項」に改め、同条第三項中「第六條第三項」を「第八條第三項」に改め、同条を第八條の三とする。

第六条の二を第八條の二とし、第六條を第八條

とし、第五條を第七條とする。し、同条の次に次の一条を加える。（昭和四十九年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第七條の二 地方議会議員（新法第五十一條第一項に規定する地方議会議員をいう。以下同じ。）であつた者に係る新法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和四十四年六月一日（都道府県議会議員共済会の給付する年金にあつては同年七月一日、市議会議員共済会の給付する年金にあつては同年八月一日、以下「基準日」という。）の前日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第四十二條の二に規定する互助年金で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、その者が引き続き基準日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該消滅した地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体。以下この項において同じ。）に地方議会議員として在職していたとしたならば基準日の属する月に受けることとなる新法第六十六條第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（基準日において適用されていた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会（以下「地方議会議員共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額をいう。当該標準報酬月額が当該地方議会議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、政令で定めるところにより算定した報酬額をいう。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいう。その額が一万円に満たないときは、一万円とする。）に一・五を乗じて得た額を超えないときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を新法第六十一條第二項又は第六十二條第二項に規定する標準報酬額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三條の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第四十二條の三第四項の規定により支給され

る年金たる共済給付金で昭和四十四年六月一日（市議会議員については同年八月一日）の前日以前に退職した者に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

4 第四条の見出し中「昭和四十八年度における」の下に「昭和四十七年三月以前の」を加え、同条第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「（以下「新法の規定による通算退職年金」という。）」を加え、同条第三項中「第八十二條第五項」を「第八十二條第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 施行法第三十二條の三第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係る年金で昭和四十八年十一月一日以後給付事由が生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項から第四項までの規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

4 第四条を第五條とし、同条の次に次の二條を加える。

（昭和四十九年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定）

5 第五条の二 新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十九年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十九年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料）（その額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料の額を求め、その給料の額を基礎として、前条第一項第二号の規定

の例により算定するものとした場合における  
通算退職年金の仮定給料の額より少ないとき  
は、当該仮定給料に一・一五三（政令で定  
める者にあつては、政令で定める率を加えた  
率）を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相  
当する金額に二百四十を乗じて得た額  
2 前項の場合において、その者に係る第二号に  
掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるとき  
は、同項の通算退職年金については、同項の規  
定にかかわらず、昭和四十九年十一月分以後、  
その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げ  
る金額で除して得た割合（その割合が百分の八  
十より少ないときは、百分の八十）を同項の規  
定の例により算定した額に乘じて得た額に改定  
する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定  
給料を三十で除して得た額に、組合員期間に  
応じ新法別表第二に定める日数を乘じて得た  
金額  
二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の  
日における年齢に応じ新法別表第三に定める  
率を乘じて得た金額

3 新法第八十二条第六項の規定に該当する通算  
退職年金については、同項の合算額のうちの一  
つの額に係る年金ごとに前二項の規定の例によ  
り算定した額の合算額をもつてこれらの規定に  
定める通算退職年金の額とする。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用  
を受ける通算退職年金の額の改定について準用  
する。

5 前条第五項又は第六項の規定の適用を受ける  
年金については、昭和四十九年十一月分（同項  
の規定の適用を受ける年金で、その給付事由が  
同年十一月一日以後に生じたものについては、  
その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、  
その額を、前各項の規定に準じ政令で定めると  
ころにより改定する。

（昭和四十九年度における昭和四十七年四月以  
後の通算退職年金の額の改定）

第六条 新法の規定による通算退職年金のうち、  
昭和四十九年十月三十一日において現に支給さ  
れている年金で昭和四十七年四月一日から昭和  
四十八年三月三十一日までの間の退職に係るも  
のについては、昭和四十九年十一月分以後、そ  
の額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四  
十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合  
員期間の月数を乘じて得た額に改定する。  
一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年  
金の額の算定の基準となつた給料（その額が、  
昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項  
又は施行法第二十三条第三号の規定が  
その者の退職の日に施行されていたとしたな  
らばその者の通算退職年金の額の算定の基準  
となるべき給料の額を求めた場合におけるそ  
の給料より少ないときは、当該給料）に一・  
一五三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に  
相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の  
規定の適用を受ける年金の額の改定について準  
用する。

3 施行法第三十二条の三第一項又は第二項の  
規定により支給される通算退職年金で昭和四十  
七年四月一日から同年五月十四日までの間の退  
職に係るものについては、昭和四十九年十月三  
十一日において現に支給されているものにあつ  
ては同年十一月分以後、同年十一月一日以後給  
付事由が生じたものにあつてはその事由が生じ  
た日の属する月の翌月分以後、その額を、それ  
ぞれ前二項の規定に準じ政令で定めるところに  
より改定する。

第三条第三項中「前条第二項」を「第二条の四  
第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
（昭和四十九年度における昭和四十五年四月以  
後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）  
第三条の二 新法の規定による退職年金等のう  
ち、昭和四十九年九月三十日において現に支給  
されている年金で昭和四十五年四月一日から昭

和四十七年三月三十一日までの間の退職に係る  
ものについては、昭和四十九年十月分以後、そ  
の額を、前条第一項又は第二項の規定による改  
定年金の額の算定の基準となつた第一条第一項各  
号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金  
条の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみな  
された額（仮定新法の給料年額とみなされた  
額にあつては、その額が、昭和四十九年改正後  
の新法第四十四条第二項又は施行法第二十三条  
第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に施行  
されていたとしたならばその者の年金の算定の  
基準となるべき給料年額を求め、その給料年  
額を基礎として、前条の規定を適用するものと  
した場合における仮定新法の給料年額とみなさ  
れた額より少ないときは、当該仮定新法の給料  
年額とみなされた額）に一・一五三（政令で定  
める者にあつては、政令で定める率を加えた率）  
を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の給料  
年額に係るものが二百九十四万円を超える場合  
には、当該給料年額については、二百九十四万  
円）を、それぞれ第一条第一項に掲げる仮定新  
法の給料年額、仮定退職年金条の給料年額又は  
仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定  
に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の五第二項から第四項までの規定は、  
前項の規定の適用を受ける年金の額の改定につ  
いて準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職  
年金等のうち、昭和四十九年九月三十日におい  
て現に支給されている年金で昭和四十五年四月  
一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の  
退職に係るものについて準用する。この場合に  
おいては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 沖縄の退職年金等のうち、昭和四十九年九月  
三十日において現に支給されている年金で昭和  
四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一  
日までの間の退職に係るものについては、昭和  
四十九年十月分以後、その額を、前三項の規定  
に準じ政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十九年度における昭和四十七年四月以  
後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第四条 新法の規定による退職年金等のうち、昭  
和四十九年九月三十日において現に支給されて  
いる年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十  
八年三月三十一日までの間の退職に係るもの  
（第五項の規定の適用を受けるものを除く。）に  
ついては、昭和四十九年十月分以後、その額を、  
当該年金の額（その額につき年金の最低保障  
額に關する新法、施行法その他の法律の規定で  
政令で定めるものの適用があつた場合には、そ  
の適用がないものとした場合の額）の算定の基  
礎となつた新法第四十四条第二項若しくは施行  
法第二十三条第三十三号又は同項第二十九号  
若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一  
項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法  
の給料年額又は退職年金条の給料年額若しくは  
恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額  
（新法第四十四条第二項又は施行法第二十三条  
第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法  
の給料年額）にあつては、その額が、昭和四十九年改  
正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二二  
条第一項第三十三号の規定がその者の退職の日に  
施行されていたとしたならばその者の年金額の  
算定の基準となるべき給料年額を求めた場合に  
おけるその給料年額より少ないときは、当該給  
料年額）に一・一五三を乗じて得た額（その額  
のうち新法第四十四条第二項又は施行法第二二  
条の給料年額に係るものが二百九十四万円を超  
える場合には、これらの給料年額については、二  
百九十四万円）を、それぞれ第一条第一項各号  
に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条  
の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみな  
し、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の五第二項から第四項までの規定は、  
前項の規定の適用を受ける年金の額の改定につ  
いて準用する。

3 第二条の五第二項及び第三項の規定は、新法

の規定による退職年金等で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているもののうち昭和四十八年四月一日以後の退職に係る年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

5 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から同年五月十四日までの間

の退職に係るもの及び施行法第百三十二条の二第一項第三号に規定する沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で政令で定めるもののうち、昭和四十九年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までとの間の退職に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。  
附則第十條中「第五条の五」を「第九条」に改める。  
別表第四の次に次の一表を加える。  
別表第五

| 退職の時期                       | 率     |
|-----------------------------|-------|
| 昭和三十七年十二月一日から昭和四十八年三月三十一日まで | 一・一九七 |
| 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで  | 一・一九五 |
| 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで   | 一・一八六 |
| 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで   | 一・一八八 |
| 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで  | 一・一八三 |
| 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで  | 一・一七五 |
| 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで  | 一・一七〇 |
| 昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで  | 一・一六三 |

(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「三年間」を「一年間」に、「三十六」を「十二」に改める。  
第七十八條第二項中「こゝろ」を「超える」に、「及び附則第二十二條第二項」を「並びに附則第二十二條第二項及び第三項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。  
第七十八條の二 前条第二項の規定により算定した退職年金の額が、次の各号に掲げる金額

の合算額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。  
一 二十四万円(組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき一万二千円を加えた金額)  
二 組合員期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)一年につき、給料年額の百分の一に相当する金額  
2 前条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

第七十八條の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。第八十條第四項、第八十四條第一項、第八十五條第一項、第八十七條の三、第九十條第七項、第九十三條の四第七項及び第九十九條第一項において同じ。)で、その後再び組合員となつたものに退職年金を支給する場合には、第七十八條第一項の退職年金の額は、同条第二項又は前条の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、給料年額の百分の一・四に相当する金額  
二 当該廃疾一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から再び組合員となつた日の属する月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときはこれを一月とし、十二月を超えるときは十二月とする。)を十二月から控除した月数を当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた給料の額に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

第八十條第二項後段を削り、同条第二項中「前項後段」を「前二項」に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條の三第一号」に、「こゝろ」を「超える」に、「第七十八條第二項ただし書(給料年額)」を「第七十八條第二項ただし書(第七十八條の二第二項において準用する場合を含むものとし、給料年額)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
2 前項の場合において、その改定額が、改正前の退職年金の額(その額が、第七十八條の二の規定又は同条及び第七十八條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條第二項本文の規定又は同項本文及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職

職年金の額について第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算した得た額をもつて、改定額とする。  
3 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(その額が、第七十八條第二項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條の二第一項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額とし、改定前の退職年金の額について第七十八條の二第二項において準用する第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。)に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えて得た額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。  
一 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が三十年を超えるときは、三十年)から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千円  
二 前後の組合員期間を合算した期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の一に相当する金額  
第八十一條第三項中「前条第一項前段」を「前条第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項前段」を「前条第一項」に改め、「改定前の減額退職年金の額」の下に「(その額の算定の基礎となつた退職年金の額が、第七十八條の二の規定



又は同条及び第七十八條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條第二項本文の規定又は同項本文及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。」を加え、「前条第二項後段及び第二項を「前条第二項及び第四項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が、第七十八條第二項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條の二第一項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について第七十八條の二第二項において準用する第七十八條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。）のその算定の基礎となつた給料年額に対する割合を再退職に係る給料年額に算して得た額に、次の各号に掲げる金額の合算額を加えた額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、一万二千元

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額

第八十一條に次の一項を加える。

6 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する減額退職年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第八十二條第四項中「こえる」を「超える」に改め、「割合」の下に「その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、通算退職年金の額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合において、その額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された額と同一の額とする。

第八十四條第四項中「第八十二條第五項」を「第八十二條第六項」に改める。

第八十七條第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第八十七條の二 前条第一項本文の規定により算定した廃疾年金の額が、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五（別表第四の上欄の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項及び第九十條第五項において同じ。）に相当する額に、給料年額の百分の十（同欄の二級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。）に相当する額を加えた額より少ないときは、その額を廃疾年金の額とする。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 二十四万円（組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき一万二千元を加えた額）

二 組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき、給料年額の百分の一に相当する金額

2 前条第二項本文の規定により算定した廃疾年金の額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額の百分の七十五に相当する額より少ないときは、その額を廃疾年金の額とする。この場合においては、同条第一項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合二十四万円に給料年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額（次号及び第三号において「廃疾年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 廃疾年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき給料年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

第八十七條の三 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者でその後廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給する場合においては、前二条の規定により算定した廃疾年金の額から、それぞれ第七十八條の三第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額を廃疾年金の額とする

第八十八條第六項中「第七十八條第三項、前条第三項及び第九十三條第三項」を「第七十八條の三、前条及び第九十三條の四第二項」に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條の三第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第八十九條第一項中「前三條」を「同条から前条まで」に改め、同条第二項第二号中「第八十七條第二項」の下に「又は第八十七條の二第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第三項中「第八十七條第三項」を「第八十七條の三」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十條第四項中「改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した金額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七條第一項ただし書の規定の適用があつた場合にあつては、当該規定を適用しないとした場合の額とする。以下この条において同じ。」を「その額が、第八十七條の二第一項の規定又は同項及び第八十七條の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七條第一項本文の規定又は同項本文及び第八十七條の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額」に改め、同条第六項中「前二項」を「前三項」に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條の三第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第七項とし、同条第五項第二号から第四号

までを次のように改め、同項を同条第六号とする。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年を超え二十年以下である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき、当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額

イ 改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十七条の二第二項の規定又は同項及び第八十七条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七条第二項前段の規定又は同項前段及び第八十七条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十七条第二項の規定又は同項及び第八十七条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七条の二第二項前段の規定又は同項前段及び第八十七条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十七条の二第二項の規定により算定した額から、その者の再退職に係る給料年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた給料年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を加算して得た額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、次のイ又は

ロに掲げる額より少ないとき、当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額

イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については組合員期間の年数が二十年であるものとして前号イの規定により求めた額を、二十年を超える年数についてはその超える年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十七条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る給料年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた給料年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の廃疾年金の額に相当する額を控除した額を加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、次のイ又はロに掲げる額より少ないとき、当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額

イ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る給料年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額

ロ 改定前の廃疾年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第八十七条の二第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その者の再退職に係る給料年額を改定前の廃疾年金の基礎となつた給料年額とみなしてこれらの規定により算定した改定前の廃疾年金の額

に相当する額を控除した額を加算して得た額

第九十条第四項の次に次の一項を加える。

5 前三項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務による廃疾年金であるときは、その改定額が、改定前の廃疾年金の額（その額が、第八十七条第一項の規定又は同項及び第八十七条の三の規定により算定した廃疾年金の額であるときは、第八十七条の二第二項前段の規定又は同項前段及び第八十七条の三の規定により算定するものとした場合の廃疾年金の額）に次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五に相当する額を加えた額より少ないときは、その額をもつて、改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の廃疾年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の一に相当する金額

第九十条に次の一項を加える。

8 第二項から前項までの場合における改定前の廃疾年金の額は、改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の廃疾年金の額について第八十七条第一項ただし（同条第二項後段、第八十七条の二第二項後段及び同条第二項後段において準

用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、これらの規定を適用しないとした場合の額とする。

第九十一条に次の一項を加える。

2 公務による廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合における前項の規定の適用については、同項中「その算定」とあるのは、「改定前の廃疾年金の算定」とする。

第九十一条の二第二項中「で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているもの」を「のうち、同一の廃疾に關し、地方公務員災害補償法の規定による通勤災害に係る障害補償年金又はこれに相当する給付が支給されることとなつた者に係るもの」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九十三条第一項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「退職年金」の額を「退職年金。次条第二号において同じ。」の額（その額が、第七十八條の二の規定又は同条及び第七十八條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第七十八條第二項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額）に改め、同項第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

第九十三条の二 前条各号の規定により算定した遺族年金の額が、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号の規定により算定した額より少ないときは、その額を遺族年金の額とする。

一 前条第一号に掲げる場合 二十四万円に給料年額の百分の二十に相当する額を加えた金額（以下この号、第三号及び第四号において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十年を超える期間についてはその超える年数（当該年

第一項第一号の場合において、同号に規定する妻である配偶者が遺族年金を受ける権利

償法の規定による通勤災害に係る遺族補償金又はこれに相当する給付が支給されることとなつた者に係るものの額は、その額が、当該公務傷病によらない死亡が公務傷病による

規定を適用する」を「同項の規定を適用し、同条第五項の規定は、適用しない」に改め、同条第二項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

らの規定を適用し、第八十七条の二の規定は、適用しない。

第百七条第一項を次のように改める。

地方公共団体の長であつた期間が十二年以上



要があると認めるときは、其済会に対してその業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。  
第四百七十三条に次の一号を加える。  
四 第四百七十条第四項の規定による自治大臣の命令に違反したとき。

第二百二条の表の上欄中「第八十七條第一項及び第二項」を「第八十七條」に、  
第九十條第四項から第六項まで

第五項を「第九十條第二項」に、  
第九十一條第二項を「第九十一條第一項」に、  
第九十三條第四項を「第九十三條第一項」に、  
第十三條第一項第一号から第三号までを「第九十三條第一号から第三号まで」に、  
第九十七條第一項に改める。

第九十三條第一号から第三号までを「第九十三條第一号から第三号まで」に、  
第九十七條第二項を「第九十七條第一項」に、  
第九十七條を「第九十七條第一項」に改める。  
第二百二条の第二項中「第九十三條第一項第二号」を「第九十三條第二号」に改め、同条第二項中「第八十一條」を「第七十八條の二及び第八十一條」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 前項の規定により算定した退職年金の額が、団体共済組合員期間が二十年であるものとして前条において準用する第七十八條の二の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に団体共済組合員期間の年数を乗じて得た額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

第二百三條第一項中「かつ、毎事業年度の同項の掛金の額が標準的となるように」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項第二号中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に改める。  
第二百四條第四項中「二十二万円」を「二十四万五千円」に、「こえる」を「超える」に改める。  
附則第三條の次に次の一條を加える。

第七百七十四條第一項に次の一号を加える。  
十 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十五号）第十條に規定する土地開発公社  
第二百条中「三年間」を「一年間」に、「三十六」を「十二」に改める。

第九十條第四項及び第九十一條の二第九十三條第一項に、  
第九十一條を「第九十一條第一項」に、  
第九十三條第一項

（運営審議会の委員等の任命の特例）  
第三條の二 運営審議会の委員の任命については、昭場四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第号）以下「昭和四十九年法律第号」という。の公布の日から起算して二年を経過する日までの間、第七條第二項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（運営審議会の委員であつた者に限る。）」として、同項の規定を適用する。  
2 組合員の議員の選挙については、昭和四十九年法律第号の公布の日から起算して二年を経過する日までの間、第九條第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「組合員が組合員のうち」とあるのは、「組合員が組合員又は組合員であつた者（組合会の議員であつた者に限る。）のうち」とし、同条第三項中「それぞれのうち」とあるのは、「市町村長及び市町村長以外の組合員又は市町村長以外の組合員であつた者（組合会の議員であつた者に限る。）のうち」として、これらの規定を適用する。  
附則第十四條の次に次の一條を加える。

（長期給付の給付額の算定の基礎となる給料の特例）  
第十四條の二 第四十四條第二項又は第二百条に規定する掛金の標準となつた給料（国の職員にあつては、俸給。以下この条において同じ。）は、地方公共団体の給与に関する条例若しくは給与に関する法令又はこれらに準ずる規程が改正された場合その他政令で定める場合には、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これらの規定に規定する掛金の標準となつた給料に政令で定める額を加えた額とすることが出来る。  
附則第二十條第四項を削り、同条第三項中「及び第三項」を「及び第七十八條の三」に、「同条第二項ただし書」を「第七十八條第二項ただし書」に、「同条第三項第一号中」を「第七十八條の三」に、「同条第二項又は第三項」とあるのは「附則第二十條第二項又は第三項」とに改め、「同条第二号中」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 前項の規定により算定した退職年金の額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。  
一 警察職員であつた期間が十五年の者 二十四万円に警察職員の給料年額の百分の二十に相当する額を加えた額（次号及び第三号において「警察職員の退職年金基礎額」という。）の百分の八十七・五に相当する金額  
二 警察職員であつた期間が十五年を超え二十五年以下の者 警察職員であつた期間が十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、十五年を超える年数一年につき警察職員の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額  
三 警察職員であつた期間が二十五年を超え三十年以下の者 警察職員であつた期間が二十五年であるものとして前号の規定によ

り求めた金額に、二十五年を超える年数一年につき警察職員の退職年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額  
四 警察職員であつた期間が三十年を超える者 警察職員であつた期間が三十年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき警察職員の給料年額の百分の一に相当する額を加算して得た額  
附則第二十條に次の一項を加える。  
5 前三項に規定するもののほか、第一項の退職年金を受ける権利を有する者につき第八十條の規定を適用する場合における当該規定の技術的脱替えその他必要な事項は、政令で定める。  
附則第二十一條中「第七十八條」を「第七十八條第一項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。  
附則第二十二條を次のように改める。  
附則第二十二條の特例  
（減額退職年金の特例）  
第二十二條 附則第二十條第一項の退職年金に基つて減額退職年金を受ける権利を有する者で第八十一條第三項において準用する第七十九條第一項の規定によりその年金の支給が停止されているものにつき第八十一條第四項から第六項までの規定（同条第四項及び第五項において準用する第八十條第二項及び第三項の規定を含む。）を適用する場合におけるこれらの規定の技術的脱替えその他必要な事項は、政令で定める。  
附則第二十三條中「附則第二十條」を「附則第二十條第一項」に改める。  
附則第二十四條第一項を次のように改める。  
警察職員であつた期間が十五年以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十七條第一項中「給料年額」とあるのは「附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年額（以下この条、次条及び第九十一條の二において「給

（長期給付の給付額の算定の基礎となる給料の特例）  
第十四條の二 第四十四條第二項又は第二百条に規定する掛金の標準となつた給料（国の職員にあつては、俸給。以下この条において同じ。）は、地方公共団体の給与に関する条例若しくは給与に関する法令又はこれらに準ずる規程が改正された場合その他政令で定める場合には、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これらの規定に規定する掛金の標準となつた給料に政令で定める額を加えた額とすることが出来る。  
附則第二十條第四項を削り、同条第三項中「及び第三項」を「及び第七十八條の三」に、「同条第二項ただし書」を「第七十八條第二項ただし書」に、「同条第三項第一号中」を「第七十八條の三」に、「同条第二項又は第三項」とあるのは「附則第二十條第二項又は第三項」とに改め、「同条第二号中」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 前項の規定により算定した退職年金の額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。  
一 警察職員であつた期間が十五年の者 二十四万円に警察職員の給料年額の百分の二十に相当する額を加えた額（次号及び第三号において「警察職員の退職年金基礎額」という。）の百分の八十七・五に相当する金額  
二 警察職員であつた期間が十五年を超え二十五年以下の者 警察職員であつた期間が十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、十五年を超える年数一年につき警察職員の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額  
三 警察職員であつた期間が二十五年を超え三十年以下の者 警察職員であつた期間が二十五年であるものとして前号の規定によ

り求めた金額に、二十五年を超える年数一年につき警察職員の退職年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額  
四 警察職員であつた期間が三十年を超える者 警察職員であつた期間が三十年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき警察職員の給料年額の百分の一に相当する額を加算して得た額  
附則第二十條に次の一項を加える。  
5 前三項に規定するもののほか、第一項の退職年金を受ける権利を有する者につき第八十條の規定を適用する場合における当該規定の技術的脱替えその他必要な事項は、政令で定める。  
附則第二十一條中「第七十八條」を「第七十八條第一項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。  
附則第二十二條を次のように改める。  
附則第二十二條の特例  
（減額退職年金の特例）  
第二十二條 附則第二十條第一項の退職年金に基つて減額退職年金を受ける権利を有する者で第八十一條第三項において準用する第七十九條第一項の規定によりその年金の支給が停止されているものにつき第八十一條第四項から第六項までの規定（同条第四項及び第五項において準用する第八十條第二項及び第三項の規定を含む。）を適用する場合におけるこれらの規定の技術的脱替えその他必要な事項は、政令で定める。  
附則第二十三條中「附則第二十條」を「附則第二十條第一項」に改める。  
附則第二十四條第一項を次のように改める。  
警察職員であつた期間が十五年以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十七條第一項中「給料年額」とあるのは「附則第二十條第二項に規定する警察職員の給料年額（以下この条、次条及び第九十一條の二において「給

（長期給付の給付額の算定の基礎となる給料の特例）  
第十四條の二 第四十四條第二項又は第二百条に規定する掛金の標準となつた給料（国の職員にあつては、俸給。以下この条において同じ。）は、地方公共団体の給与に関する条例若しくは給与に関する法令又はこれらに準ずる規程が改正された場合その他政令で定める場合には、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これらの規定に規定する掛金の標準となつた給料に政令で定める額を加えた額とすることが出来る。  
附則第二十條第四項を削り、同条第三項中「及び第三項」を「及び第七十八條の三」に、「同条第二項ただし書」を「第七十八條第二項ただし書」に、「同条第三項第一号中」を「第七十八條の三」に、「同条第二項又は第三項」とあるのは「附則第二十條第二項又は第三項」とに改め、「同条第二号中」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 前項の規定により算定した退職年金の額が、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。  
一 警察職員であつた期間が十五年の者 二十四万円に警察職員の給料年額の百分の二十に相当する額を加えた額（次号及び第三号において「警察職員の退職年金基礎額」という。）の百分の八十七・五に相当する金額  
二 警察職員であつた期間が十五年を超え二十五年以下の者 警察職員であつた期間が十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、十五年を超える年数一年につき警察職員の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額  
三 警察職員であつた期間が二十五年を超え三十年以下の者 警察職員であつた期間が二十五年であるものとして前号の規定によ

料年額」という。』と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（十五年を超え二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、同条第二項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（二十五年以上を超過するまでの期間については百分の一）」と、第八十七条の二第二項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあり、「十年」とあるのは「十五年」と、「一万二千元（十五年を超え二十年に達するまでの期間及び二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、六千元）」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額（十五年を超え二十年に達するまでの期間及び二十五年を超え三十年に達するまでの期間については、給料年額の百分の〇・五に相当する金額）」に給料年額の百分の五を加えた金額」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「三十年」とあるのは「二十五年」と、「超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）」とあるのは「超え三十年に達するまでの年数一年につきは、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）」と、第九十一条の二第一項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」として、これらの規定を適用する。

4 前三項に規定するもののほか、第二項の座

疾年金を受ける権利を有する者につき第九十条の規定を適用する場合における当該規定の技術的代替その他の必要な事項は、政令で定める。

警察職員であつた期間が十五年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三条第一号中「給料年額」とあるのは、「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額（以下第九十三条の四までにおいて「給料年額」という。）と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五」（十五年を超え二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。）と、同条第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、「第七十八條の二の規定又は同条及び第七十八條の三の規定」とあるのは「附則第二十条第三項の規定又は同項及び同条第四項の規定により読み替えられた第七十八條の三の規定」と、「第七十八條第二項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定」とあるのは「附則第二十条第二項及び同条第四項の規定により読み替えられた第七十八條第二項ただし書の規定又はこれららの規定及び附則第二十条第四項の規定により読み替えられた第七十八條の三の規定」と、同条第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十年以上である者を除く。）」と、第九十三条の二中「前条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前条」と、同条第一号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の五」とあるのは「百分の二・五」と（二十年を超え二十五年に達するまでの期間については、百分の五）と、同条第二号中「第七十八條第二項の規定又は同項及び第七十八條の三の規定」とあるのは「附則第二十条第二項の

規定又は同項及び同条第四項の規定により読み替えられた第七十八條の三の規定」と、「第七十八條の二の規定又は同条及び第七十八條の三の規定」とあるのは「附則第二十条第三項及び同条第四項の規定により読み替えられた第七十八條第二項ただし書の規定又はこれらの規定及び附則第二十条第四項の規定により読み替えられた第七十八條の三の規定」と、同条第三号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、第九十三條の三第一項中「前二條」とあるのは「附則第二十五條第一項の規定により読み替えられた前二條」と、第九十三條の四第一項中「第九十三條」とあるのは「附則第二十五條第一項の規定により読み替えられた第九十三條」と、同条第二項中「前三條」とあるのは「附則第二十五條第一項の規定により読み替えられた前三條」と、「第九十三條」とあるのは「附則第二十五條第一項の規定により読み替えられた第九十三條」と、「第七十八條の三」とあるのは「附則第二十条第四項の規定により読み替えられた第七十八條の三」として、これらの規定を適用する。

附則第三十四條に次の一項を加える。

2 附則第二十九條第一項の規定により申出をしなかつた地方公共団体の職員をもつて組織する組合が行う福祉事業については、当分の間、第百十二条第二項中「短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額」とあるのは、「政令で定める金額」として、同項の規定を適用する。

附則第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

附則第四十条の二を附則第四十条の三とし、  
附則第四十条の次に次の一条を加える。

(地方公務員共済組合審議会の委員の任命の特例)

第四十条の二 地方公務員共済組合審議会の委員の任命については、昭和四十九年法律第 号の公布の日から起算して二年を経過す

る日までの間、第二百二十三条第二項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者（審議会の委員であつた者に限る。）」として、同項の規定を適用する。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条・第五十六条」を「第五十五条・第五十六条の二」に、「第五十七条・第五十八条」を「第五十七条・第五十八条」に改める。

第二条第四項第二号中「第四十五条」を「第四十六条から第四十九条まで」に改める。

第三条第四項第三号中「第七十九条の二の規定」を「第七十九条の二第三項の規定」に改め、同項に次の一号を加える。

四 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号。以下この号において「法律第 号」という。）による改正前の国の新法第七十九条の二第四項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定 当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第 号による改正後の国の新法第七十九条の二第四項の規定と同様に改正されたものとする。

第三条の三第一項第二号中「以下この項において「法律第六十号」という。」を削り、同項第五号中「法律第六十号」を「恩給法等の一部を改正する法律第 号」に改める。

第七条第一項第一号中「第四十五条」を「第四十六条から第四十八条まで」に、「同条」を「法律第五百十五号附則第四十六条から第四十八条まで」に改め、同項第四号中「に係る外国政府又は法人」の下に「（以下この号において「外国政府等」という。）」を、「職員であつたもの」の

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条・第五十六条」を「第五十五条」第五十六条の二」に、「第五十七条・第五十八条」を「第五十七条」第五十八条」に改める。

第二条第四項第二号中「第四十五条」を「第四十六条から第四十九条まで」に改める。

第三條第四項第三号中「第七十九條の二の規定」を「第七十九條の二第三項の規定」に改め、同項に次の一号を加える。

四 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号。以下この号において「法

律第 号」といふ。による改正前の国の新法第七十九条の二第四項の規定に相当する恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定 当該恩給組合条例又は旧市町村共済法の規定は、法律第 号による改正後の国の新法第七十九条の二第四項の規定と同様に改正されたものとする。

第三條の三第一項第二号中「。以下この項において「法律第六十号」という。」を削り、同項第五号中「法律第六十号」を「恩給法等の一部を改正する法律第 号」に改める。



下に「当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に關与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として昭和二十年八月八日まで引き続き勤務し、その後他に就職することなく政令で定める期間内に職員となり、施行日の前日まで引き続き職員であつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるものを加え、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改める。

第十條中「第七十八條」を「第七十八條第一項」に改め、同條第四号中「及び当該」を「当該」に改め、「勤務していたもの」の下に「、当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に關与していた法人その他の団体の職員（以下この号において「関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後職員となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるものを加え、」及び第七條第一項第四号の期間を「第七條第一項第四号の期間その他政令で定める期間」に改める。

第十一條第一項中「第七十八條」を「第七十八條第一項」に、「こえる」を「超える」に改め、同條に次の二項を加える。

10 七十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七條第一項第一号又は第二号の期間のうちに次の各号に掲げる期間があるときは、第一項第一号の金額又は同項第二号から第四号までの金額の合算額は、同項第一号又は同項第二号から第四号までの規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる期間に應じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で十七年を超

えるもののその超える期間 その年数一年につき退職年金率の給料年額の三十分の一に相当する金額

二 第七條第一項第二号の期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額の三十分の一に相当する金額

11 新法第七十八條第一項又は前三條の規定による退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が前項各号に掲げる期間を有するときは、その者を同項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二 前條の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

一 組合員期間が二十年以下である更新組合員に対する退職年金 組合員期間が二十年であるものとして新法第七十八條の二の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に組合員期間の年数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年を超える更新組合員に対する退職年金 新法第七十八條の二の規定により算定した金額

2 前項の場合において、組合員期間のうち共済控除期間及び第七條第一項第三号から第五号までの期間（以下この項において「共済控除期間等の期間」という。）を有する者に対する退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十二條第一項中「前條第一項の規定」を「第十一條第一項の規定」に改め、同項第一号中「前

條第一項第一号」を「第十一條第一項第一号」に、「第九項」を「第九項から第十一項まで」に改め、同項第二号及び第三号中「前條第一項第二号」を「第十一條第一項第二号」に改め、「第八項まで」の下に「第十項及び第十一項」を加え、同條第二項中「前條第一項第二号」を「第十一條第一項第二号」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる者に対する前條の規定により算定した退職年金の額は、その額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した額とする。

第十三條第一項中「前二條」を「前三條」に、「こえる」を「超える」に改め、同條第二項中「前三條」を「前三條」に改め、同條第四項中「及及び第十二條」を「から第十二條まで」に、「行なつた」を「行つた」に、「加えた額を前三條の」を「加えた額を第十一條から前條までの規定による」に、「前三條の規定により」を「これらの規定により」に、「退職料等の額を前三條の」を「退職料等の額をこれらの規定による」に改める。

第十七條第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に規定する更新組合員に対する退職年金で第十一條の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同條又は第十二條第三項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第十七條第三項中「第一項第一号に掲げる金額」を「第一項第一号又は第二号に掲げる金額」に改め、同條第五項中「第十一條第一項第五号の金額」の下に「（当該退職年金が第十一條の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金である場合に於ては、同條又は第十二條第三項の規定により算定した退職年金の額に第十

一條第一項第五号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額）」を加える。

第十八條第一項第一号中「次号及び第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に規定する更新組合員に対する退職年金で第十一條の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同條又は第十二條第三項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項第二号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第二十七條の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同條第一項中「廢疾年金の額」の下に「（新法第八十七條第一項又は第二項の規定により算定した廢疾年金の額をいう。）」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七條第一項及び第二項」を「第八十七條」に改め、同條第七項中「こえる」を「超える」に、「前六項」を「前各項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項の次に次の二項を加える。

7 七十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六條の規定による廢疾年金を受ける場合におけるその者に対する前各項の規定の適用については、第一項第一号中「退職年金率例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは「退職年金率例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三十分の一を乗じて得た額を加えた額」と、同項第二号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」とあるのは「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率を乗じて得た額」と、同項第三号中「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率に一から加算控除率を控除した数乗じた数乗じて得た額」とあるのは「共済法の給料年額に共済法の退職年金の加算率

に「から加算控除率を控除した数を乗じて得た額にその給料年額に三百分の一を乗じて得た額を加えた額」と、同項第四号中「共済法の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「共済法の給料年額に百八十分の一・一と三百百分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。

。第十一條第十一項の規定は、新法第八十六條の規定による廃除年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「前項各号」とあるのは「第二十七條第七項の規定により読み替えて適用される同條第一項各号」と、「同項」とあるのは「同條第七項」と読み替えるものとする。

第二十八條第一項中「第八十七條第一項又は第二項」を「第八十七條、新法第八十七條の二」に改める。

第二十九条中「第八十七条」を「第八十七条から第八十七条の三まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第九十条第八項の規定の適用については、同項中「第八十七条第一項ただし書（同条第二項後段、第八十七条の二第二項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第八十七条第一項ただし書（第八十七条の二第二項後段において準用する場合を含む。）」又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第二十九条前段」とする。

第三十条第一項中「第八十七条」を「第八十七条から第八十七条の三まで」に改める。

第三十一条中「第六項」を「第八項」に改める。

第三十四条中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に改める。

第三十五条及び第三十六条中「第九十三条第一項第三号」を「第九十三条第三号」に改める。

第三十八条の見出しを「公務傷病による死亡

者に係る遺族年金の額の特例」に改め、同条第二項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に、「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の場合において、遺族年金を受ける者が七十歳以上であるとき、又は七十歳未満の妻、子若しくは孫であるときは、同項の規定により加算する金額は、同項の規定により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる当該遺族年金を受ける者に係る組合員期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 第七条第一項第一号の期間で二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額の三分分の

二 第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を

4 超えるもののその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額の三分の一 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受

ける者（妻、子及び孫を除く。）が七十歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が前項各号に掲げる期間を有し

ていたときは、当該年金を受ける者を同項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

2 新法第九十三条の三及び前条第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。  
第四十条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第四十一条中「第九十三条第一項第一号」を「第九十三条第一号」に、「二十九万六千六百六十円」を「三十六万六千六百四十七円」に、「九千

第六百円」を「一万二千元」に改める。  
第五十五条第三項中「及び次条」を「次条及び第五十六条の二」に改める。

第五十六条第二項中「第七十八条第三項第一号」を「第七十八条の三第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、第二章中同条の次に次の

一条を加える。

第五十六條の二 更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第二十三條の規定の

ときは、当該金額）を控除した金額とする。

3 前条第三項の規定は、前二項に規定する者について準用する。この場合において、同条第三項中「第五十六条」とあるのは、「第五十

六条の二」と読み替えるものとする。

第五十七条第二項中「法律第百五十五号」を「戦務加算等の期間（法律第百五十五号）」に、

「年月数を除く。」を「年月数をいう。」以外のものに改め、同条第三項中「算定した金額」の下に「(第十一条第十項の規定の適用を受ける

者にあつては、同項の規定により算定した金額を加え、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「又は恩給法等の一

部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十号）  
附則第十三条第一項」を、「恩給法等の一部を  
改正する法律（昭和四十八年法律第六十号）附

新法第七十八條第一項若しくは第八八條から第十條までの規定による退職年金若しくは新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける更新組合員又は新法第九十三條若しくは第三十六條の規定による遺族年金を受ける者(妻、子及び孫を除く。以下この項において同じ。)が七十歳に達した場合において、当該退職年金若しくは廃疾年金を受ける更新組合員又は当該遺族年金を受ける者に係る第一項に規定する更新組合員が職務加算等の期間を有し、又は有していたときは、当該退職年金若しくは廃疾年金を受ける更新組合員又は当該遺族年金を受ける者をそれぞれ第五項又は前項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金若しくは廃疾年金又は当該遺族年金の額を改定する。この場合において、当該遺族年金の額については、第三十八條第五項の規定を準用する。

知事等であつた更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、第一項第一号の期間で十二年を超える期間を有するときは、同号の規定により算定した金額にその超える期間の年数一年につき地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額の三百

超える七十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは、「地方公共団体の長の退職年金条例の給料年額に知事等としての退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分の一を乗じて得た額を加えた額」とする。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第九十条第八項の

「第九十三條第三号」に改める。  
第八十二條第二項中「第四十二條」を「新法第九十三條の三及び第四十二條」に改める。  
第八十三條第一項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同條第二項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十八條第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七条第二項第二号の期間で二十年」とあるのは「第六十八條第一項第一号の期間で十二年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第八十三條第二項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第九十條第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「（一）を」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第五十七條第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける警察職員の退職年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「第十一條又は第二十七條」とあるのは「第九十條」と、「第十一條第一項第一号の期間又は第二十七條第一項第一号の期間」とあるのは「第九十條第一項第一号の期間」と読み替へるものとする。

6 第一項の規定の適用を受ける警察職員の退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第一項第一号の期間で十二年を超える期間又は職務加算等の期間を有するときは、その者を第二項又は第四項において準用する第五十七条第五項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第九十条の次に次の一条を加える。

第九十條の二 前条の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる恩給公務員である職員にであつた更新組合員に対する退職年金の区分に依り当該各号の規定により算定した金額より少ないときは、その額を警察職員の退職年金の額とする。

一 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する第八十九条第一項又は第二項の規定による退職年金 新法附則第二十條第三項第一号の規定により算定した金額を十五で除して得た額に警察職員であつた期間の年数を乗じて得た金額

二 恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する新法附則第二十條第一項の規定による退職年金 同条第三項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額

第九十二条中「前二条」を「前三条」に改める。

「加えた額を前三条の」を「加えた額を第九十条から前条までの規定による」に、「前三条の規定により」を「これらの規定により」に、「普通恩給の額を前三条の」を「普通恩給の額をこれらの規定による」に改める。

第九十五条第一項第一号中「次号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に規定する更新組合員に対する退職年金で第九十条の二の規定の適用によりその額を定められたもの 同条又は第九十一条の規定により算定した退職年金の額に第九十条第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた警察職員であつた期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

第九十五条第三項後段を次のように改める。  
この場合において、同項中「第十一項第一項第五号の金額」とあるのは「第九十条第一項第二号の金額」と、「第十一項の二」とあるのは「第九十条の二」と、「第十二項第三項」とあるのは「第九十一条の規定によりその例によることとされる第十二項第三項」と、「第十一項第一項第五号の期間」とあるのは「第九十条第一項第二号の期間」と読み替へるものとする。

第九十六条第一項中「第二十二項第一項」を「第二十二条」に改める。

第九十七条の前の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「廃疾年金の額」の下に「(新法第八十七条第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額をいう。)」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七条第一項及び第二項」を「第八十七條」に改め、同条に次の三項を加える。

3 警察職員であつた期間が十五年を超える七十歳以上の更新組合員に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「警察職員の恩給法の給料年額の百五十分の一に相当す

る金額」とあるのは、「警察職員の恩給法の給料年額に百五十分の一と三分の一の二を加えた率を乗じて得た額に相当する金額」とする。

4 第五十七条第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「第十一項又は第二十七條」とあるのは「第九十七條」と、「第十一項第一項第一号の期間又は第二十七條第一項第一号の期間」とあるのは「同条第一項第一号の期間」と読み替へるものとする。

5 第九十条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第六項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「第二項又は第四項において準用する第五十七條第五項」とあるのは「第九十七條第三項又は同条第四項において準用する第五十七條第五項」と読み替へるものとする。

第九十八條第一項中「第八十七條第一項又は第二項」を「第八十七條、新法第八十七條の二」に改める。

第九十九條中「第八十七條」を「第八十七條から第八十七條の三まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第九十条第八項の規定の適用については、同項中「第八十七條第一項ただし書(同条第二項後段、第八十七條の二第一項後段及び同条第二項後段において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第八十七條第一項ただし書(第八十七條の二第一項後段において準用する場合を含む。）」又は「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十九條前段」とする。

第二百二条中「第九十三條第一項第三号」を「第九十三條第三号」に改める。  
第二百三条第二項を次のように改める。  
2 新法第九十三條の三並びに第三十八條第三

項から第五項まで、第四十二條並びに第五十七條第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、第三十八條第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七條第一項第一号の期間で二十年」とあるのは「第九十条第一項第一号の期間で十二年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第九十三條第二項において準用する前項第一号」と読み替へるものとする。

第二百四條第一項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十八條第三項から第五項まで並びに第五十七條第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、第三十八條第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七條第一項第一号の期間で二十年」とあるのは「第九十条第一項第一号の期間で十二年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第九十四條第二項において準用する前項第一号」と読み替へるものとする。

第九十一條第二項中「第九項」を「第九項から第十一項まで並びに第五十七條第五項及び第七項」に改める。

第九十七條第一項を次のように改める。  
消防組合員の退職年金に基づく減額退職年金を受ける者について新法第八十一條第四項又は第五項の規定を適用する場合には、同条第四項中「算定の基準となつた給料年額」とあるのは「算定の基準となつた消防組合員の給料年額」と、同条第五項中「第七十八條第二項」とあるのは「第九十一條第一項」とする。

第二百十八條中「第九十三條第一項第三号」を「第九十三條第三号」に改める。  
第二百十九條第二項を次のように改める。

2 新法第九十三條の三並びに第三十八條第三項から第五項まで、第四十二條並びに第五十七條第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、第三十八條第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七條第一項第一号の期間」とあるのは「第九十一條第一項第一号の期間」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第九十九條第二項において準用する前項第一号」と読み替へるものとする。

第二百三十一條第二項第二号中「及び当該」を「当該」に改め、「勤務していたもの」の下に「、当該外国政府等に勤務していた者で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府等又は日本政府がその運営に關与していた法人その他の団体の職員(以下この号において「関与法人等の職員」という。）」となるため退職し、当該関与法人等の職員として同日まで引き続き勤務した後国の職員等となつたもの及び当該外国政府等に勤務していた者で政令で定めるものを加え、「及び国の施行法第七條第一項第六号の期間」を「、国の施行法第七條第一項第六号の期間その他政令で定める期間」に改める。

第二百四十二條の三に次の三項を加える。

4 沖縄の市町村の議会の議員であつた者で昭和三十七年十二月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に任期満了若しくは解散その他政令で定める理由により退職したものの又はその遺族(沖縄の共済法の規定による遺族をいう。次項において同じ。))について沖縄の共済法の適用があるものとしたならば沖縄の共済法の規定により年金たる共済給付金を支給

すべきこととなるときは、当該年金たる共済給付金については、沖繩の共済法の規定の例により、これらの者に対し、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会がこれを支給する。

5 前項の規定は、沖繩の共済会の会員であつた者又はその遺族については、適用しない。

6 第四項に規定する年金たる共済給付金の額の算定方式その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百四十三条第一項第五号中、「昭和四十六年十一月一日」を「昭和四十六年十一月一日、新法第百七十四条第一項第十号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては昭和四十九年十月一日」に改める。

第百四十三条の二の第二項中「第二百二条の第二項」を「第二百二条の二第五項」に改める。

第百四十三条の二の三「第九十三条第一項第二号」を「第九十三条第二号」に、「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第百四十三条の三第一項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の二項を加える。

3 団体共済更新組合員が退職した場合において、その者が七十歳以上であり、かつ、第百四十三条の二第一項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、第一項の規定による退職年金の額は、同項の規定により算定した金額に、その超える期間の年数一年につき退職時の給料年額の三分の一に相当する金額を加えた金額とする。

4 新法第百二条において準用する同法第七十八條第一項の規定による退職年金を受ける者が七十歳に達した場合において、その者が第百四十三条の二第一項第一号の期間、同項第二号の期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、

当該退職年金の額を改定する。

第百四十三条の三の次に次の一条を加える。

第百四十三条の三の二 前条の規定により算定した金額が、次の各号に掲げる退職年金の区分に応じ当該各号の規定により算定した金額より少ないときは、その額を退職年金の額とする。

一 団体共済組合員期間が二十年以下である団体共済更新組合員に対する退職年金 団体共済組合員期間が二十年であるものとして新法第百二条において準用する同法第七十八條の二の規定により算定した金額の二十分の一に相当する額に団体共済組合員期間の年数を乗じて得た金額

二 団体共済組合員期間が二十年を超える団体共済更新組合員に対する退職年金 新法第百二条において準用する同法第七十八條の二の規定により算定した金額

2 前項の場合において、団体共済組合員期間のうち、第百四十三条の二第一項第一号の期間で団体職員でなかつた期間又は同項第三号の期間（以下この項において「団体共済控除期間」という。）を有する者に対する退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、その額を団体共済組合員期間の年数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に団体共済控除期間の年数を乗じて得た額を控除した額とする。

第百四十三条の四第一項中「前条」を「前二条」に、「こえる」を「超える」に、「同条の二」を「これらの規定による」に改め、同条第二項中「前条」を「前二条」に、「同条の二」を「これらの規定による」に改める。

第百四十三条の八中「第九十二条」を「第九十二条の二」に改める。

第百四十三条の十の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「廃疾年金の額」の下に「新法第百二条において準用する新法

第八十七條第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額をいう。」を加え、「こえる」を「超える」に、「第八十七條第一項及び第二項」を「第八十七條」に改め、同条に次の二項を加える。

3 七十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第百二条において準用する同法第八十六條の規定により廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の二」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の二と三分の一を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一」とあるのは「退職時の給料年額に九十分の一と三分の一を加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三分の一を加えた率を乗じて得た額」とする。

4 第百四十三条の三第四項の規定は、新法第百二条において準用する新法第八十六條の規定による廃疾年金を受ける者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第百四十三条の十第三項」と読み替へるものとする。

第百四十三条の十一中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に改める。

第百四十三条の十二中「第九十三條第一項第三号」を「第九十三條第三号」に改める。

第百四十三条の十三の見出しを「業務傷病による死亡者に係る遺族年金の特例」に改め、同条第一項中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十八條第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第三項中「それぞれ次の各号」とあるのは「第二号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「第七條第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年」とあるのは「第百四十三条の二第一項第一号及び第二号の期間を合算して二十年」と、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第百四十三条の十四の見出しを「業務傷病による死亡者に係る遺族年金の特例」に改め、同条中「第九十三條第一項第三号」を「第九十三條第二号又は第三号」に、「第百四十三条の三」を「第百四十三条の三又は第百四十三条の三の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新法第九十三條の三及び前条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第百四十三條の十五中「第九十三條第一項第一号」を「第九十三條第一号若しくは新法第九十三條の二第一号」に改める。

第百四十三條の十八中「第百四十三條の四」を「から第百四十三條の四まで」に改める。

第百四十三條の十九第三項中「第八十七條第三項」を「第八十七條の三」に、「同項」を「同条」に、「第七十八條第三項第一号」を「第七十八條第一号」に改め、「昭和三十七年法律第百五十三号」を削り、「第七十八條第三項第二号」を「第七十八條の三第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百四十三條の十九の二 団体共済更新組合員であつた者で退職一時金の額の算定につき第百四十三條の六の規定の適用を受け、その後再び団体共済組合員となつたものに対する第百四十三條の十八において準用する第百四十三條の三の二の規定の適用については、同条の金額は、同条の規定により算定した金額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。

別表第二中「一、一六七、五〇〇円」を「一、

四四二、〇〇〇円に、「七五七、八〇〇円」を「九三四、〇〇〇円」に、「五〇〇、八〇〇円」を「六一七、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「二万八千八百円」を「四万二千円」に、「九千六百円」を「一万二千円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第二条中地方公務員等共済組合法第九十一条の二第二項の改正規定、同法第九十七条に一項を加える改正規定、同法第四百四十四条の二第二項の改正規定、同法第四百四十四条の二の次に一條を加える改正規定、同法附則第三十四条の次に一條を加える改正規定、同法附則第三十八条の改正規定、同法附則第四十条の次に一條を加える改正規定並びに附則第六條及び附則第十三條の規定 公布の日
- 二 第二条中地方公務員等共済組合法第八十二条第四項の改正規定及び附則第三条第三項の規定 昭和四十九年十一月一日
- 2 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第四百四十二条の三第四項から第六項まで及び附則第十〇条の規定は、昭和四十七年五月十五日から適用する。

の基礎となる給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる給付につき改正後の法第四十四条第二項又は第二百条の規定により算定した給料の額が第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第四十四条第二項又は第二百条の規定により算定した給料の額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第四十四条第二項の規定又は第二百条の規定により算定した給料とみなす。

3 施行日前に給付事由が生じた一時金たる給付(同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、同日以前に退職した組合員に係るもの(次項において「施行日前退職に係る返還一時金等」という。)を含む。)の算定の基礎となる給料については、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、施行日以後三年以内に給付事由が生じた長期給付(施行日前退職に係る返還一時金等を除く)の算定の基礎となる給料について準用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

第三条 改正後の法第七十八条第二項、第七十八条の二、第七十八条の三、第八十条、第八十一条第三項から第六項まで、第八十七条から第八十九条の三まで、第八十八条第六項、第八十九条第三項から第九十三条の四まで(これらの規定を同法第二百二条において準用する場合を含む。)、第二百七条第一項、第二百二条の二第四項、附則第二十条第三項から第五項まで、附則第二十二條、附則第二十四條第一項及び第四項並びに附則第二十五條第一項並びに改正後の施行法第十一條の二、第十二條第三項、第十三條、第十七條第一項、第三項及び第五項、第十八條第一項、第二十八條第一項、第二十九條、第三十条第一項、第三十九條(同法第四十条第二項に

おいて準用する場合を含むものとし、同法第十一條の二及び改正後の法第九十三条の三の規定に係る部分に限る。)、第五十五条第三項、第五十六條の二、第八十二条第二項(改正後の法第九十三条の三の規定に係る部分に限る。)、第九十條の二、第九十二条、第九十三条第一項、第九十五条第一項及び第三項、第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条、第一百零九條第二項(改正後の法第九十三条の三の規定に係る部分に限る。)、第一百七七條第一項、第一百九条第二項(改正後の法第九十三条の三の規定に係る部分に限る。)、第四百四十三条の二の三、第四百四十三条の三の二、第四百四十三条の四、第四百四十三条の五、第四百四十三条の六、第四百四十三条の七、第四百四十三条の八並びに第四百四十三条の九の二の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 改正後の法第八十二条第四項の規定は、昭和四十九年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

(廃疾年金と障害補償年金との調整に関する経過措置)

第四条 改正後の法第九十一条第二項(同法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第五条 改正後の法第一百四十四条第三項及び第二百四十四条第四項の規定は、昭和四十九年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(任意継続組合員に関する経過措置)

格を喪失した者について適用する。

(共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額に関する経過措置)

第七条 改正後の法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定は、昭和四十七年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた年金ある共済給付金についても、施行日の属する月以後の月分として支給すべき年金たる共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額について適用し、同日の属する月以前の月分として支給すべき年金たる共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額については、なお従前の例による。

(重複期間を有する地方議会議員の年金額の調整に関する経過措置)

第八条 改正後の法第六十一条の二の規定は、同条第一項に規定する重複期間のうち施行日以後の重複期間に限り、適用する。

(土地開発公社の復帰希望職員である者に関する経過措置)

第九条 昭和四十九年九月三十日において土地開発公社の職員として在職する者であつて改正後の法第四百四十四条第一項に規定する復帰希望職員であるものが同年十月一日に改正後の法第九十五条第一項に規定する団体共済組合員となつた場合には、その者は、当該復帰職員となつたときにおいて改正後の法第四百四十四条の二第一項に規定する復帰希望職員となつたものとみなし、改正後の法第四百四十四条第一項に規定する公庫等職員であつた間、改正後の法第九十五条第一項に規定する団体共済組合員であつたものとみなし、改正後の法第四百四十四条の二の規定を適用する。この場合において、地方公務員共済組合法は、改正後の法第四百四十四条第四項において準用する改正後の法第六十二条の規定により当該復帰希望職員及び公庫等が負担した掛金及び負担金を、政令で定めるところにより、地方団体関係団体職員共済組合に移換しなければならない。

2 前項に規定する者が引き続き改正後の法第九十五条第一項に規定する団体職員として在職しなくなつたとき(引き続き再び地方公務員共済組合員の資格を取得したときを除く。)は、改正後の法第十二章の規定の適用については、その者は、改正後の法第四百四十四条第一項に規定する団体共済組合員であつたものとみなす。



3 前二項に規定する者に対する改正後の施行法第十三章の二の規定の適用については、その者は、改正後の施行法第四百三十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員に該当しないものとみなす。  
(普通恩給等の受給権を有する更新組合員等のうち外国政府職員期間等を有する者に関する経過措置)

第七十 此の法律の施行の際、現に普通恩給、退隠料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金(以下この条において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下この条において「改正前の施行法」という。)第十条第四号の期間(同法第三百三十一條第二項第二号の期間を含む。)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百五十五号。以下この条において「改正後の法律第百五十五号」という。)附則第四十二條の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する改正後の施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員(同法第五十五條第一項第一号に掲げる者を含む。以下この条及び附則第十三条において「更新組合員等」という。)若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十九年九月三十日において改正前の施行法第十條第四号(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五條附則第四十二條の規定、これに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定にかかわらず、改正前のこれらの

規定の例によるものとする。  
(戦務加算等の期間を有する者等に関する経過措置)

第八十 改正後の施行法第十一條第十項及び第十八條第二十七條第七項及び第八項、第三十八條第三項から第五項まで、第三十九條第二項、第四十條第二項、第五十七條第五項から第七項まで、第六十八條第三項及び第四項、第七十六條第三項及び第四項、第九十條第二項、第四項及び第六項、第九十七條第三項から第五項まで、第九十八條第二項、第九十九條第二項、第一百條第二項、第一百九條第二項、第二百四十三條の三第三項及び第四項、第二百四十三條の三第三項並びに第二百四十三條の十四第二項の規定(これらの規定中改正後の法第九十三條の三の規定に係る部分を除く。)は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。(公務員等による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第九十 改正後の施行法第四十一條及び別表第二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和四十九年十月分以後適用する。  
(沖縄の市町村の議会の議員であつた者に関する経過措置)

第十〇 改正後の施行法第四百二十二條の三第四項の規定の適用により新たに年金たる共済給付金の支給を受ける権利を有することとなる者は、昭和四十七年五月分以後、その年金たる共済給付金を支給する。  
(長期在職者等の退職年金等の額の最低保障)

第十一 組合員又は団体共済組合員が施行日以後に退職し、「又は死亡した場合において、これらの者又はこれらの者の遺族に係る改正後の法律の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定によりこれらの年金と

みなされる年金を含む。以下この条において同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その額が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職期間」という。)が当該退職年金を受ける最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 十六万八千八百円

二 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

三 改正後の法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 十六万八千八百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに(イに掲げる年金を除く。)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 十二万六千六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万四千四百円

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者(六十五歳未満の者に限る。)が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。  
(年金額の自動的改定措置)

第十五 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により厚生年金保険法(昭和二十九



請願者 北海道室蘭市本輪西町三ノ二ノ二  
八 中村豊外二千九百九十一名  
紹介議員 大矢 正君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三三四号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 高知市百石町四ノ一六ノ一二 西  
井昭子外千六百四十四名  
紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三三五号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 神戸市東灘区北青木三ノ一ノ六  
福富節雄外四百七十八名  
紹介議員 小谷 守君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三三六号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 北九州市門司区稲積一ノ六ノ一九  
山本茂子外八百七十七名  
紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三三七号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 大阪府高槻市高槻町八ノ三高槻ア  
パート内 竹林敏外九百二十七名  
紹介議員 佐々木静子君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三三八号 昭和四十九年四月三十日受理

地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 鹿児島市稲荷町二六ノ一やまび  
こ荘内 荒巻竜治外三百二十三名  
紹介議員 鶴岡 哲夫君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三三九号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 広島県福山市今津町三ノ二 中塔  
勝彦外千二百十三名  
紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四〇号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 高知市三園町一〇〇 和田洋三外  
五百三十九名  
紹介議員 前川 且君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四一号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市大字飯田丙七四〇  
迎ツギノ外千八百八十二名  
紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四二号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 兵庫県姫路市飾東町大釜新七〇八  
井村利夫外千八百七十七名  
紹介議員 松本 賢二君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四三号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 鹿児島県川辺郡大浦町三、六四四  
ノ一 上野又男外五百五十四名  
紹介議員 宮之原貞光君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四四号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 福島県相馬市赤木字二の宮八〇  
石橋邦英外百九十七名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四五号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 長崎市高平町二九三 安藤松太郎  
外五百三十八名  
紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四六号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 岡山市西祖八七 山形克美外千五  
百八十一名  
紹介議員 矢山 有作君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四七号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 和歌山県御坊市鷹一三二ノ四 中  
村健一外千四百八十五名  
紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四八号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 山口県岩国市牛の谷町二ノ一五ノ  
二〇 村田恒夫外五百五十八名  
紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三四九号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 京都府宮津市吉原二、五七四ノ一  
堀恭郎外三百四十七名  
紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三五〇号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 山口県玖珂郡美和町渡前四九二  
杉本昌一外十四万十二名  
紹介議員 小林 武君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四四四一号 昭和四十九年五月八日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 北海道岩見沢市七条西九丁目 千  
歩博外二千二百五十二名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四四四二号 昭和四十九年五月八日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市武田四ノ一ノ二 小  
沢忠治外千六百八十三名  
紹介議員 杏脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四四九五号 昭和四十九年五月九日受理  
地方公務員共済制度の改善に関する請願

請願者 山形県東村山郡山辺町大字山辺  
一、二二九ノ一 今野邦昭外千二  
百二十一名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第四三二八号と同じである。

第四三五四号 昭和四十九年四月三十日受理  
地方公務員等の共済年金、恩給改定の実施期日を  
昭和四十九年七月一日に改めることに関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 熊本県  
庁退職者連盟会内 益田幸輔

紹介議員 高田 造運君

地方公務員等の共済年金、恩給改定の実施期日を  
昭和四十九年七月一日に改められたい。

理由

四月十一日、厚生年金、国民年金等は改定の実施  
期日を三箇月一四箇月繰り上げられることになつ  
たが、共済年金、恩給についてはこれを除外した。  
これは共済年金、恩給生活者の窮迫した生活苦を  
全く無視した片手落ちのやり方であり、社会保障  
を重視する為政者の施策とは到底考えられない。

第四三八六号 昭和四十九年五月二日受理  
地方公務員等の共済年金、恩給改定の実施期日を  
昭和四十九年七月一日に改めることに関する請願

請願者 東京都千代田区六番町一自治労本  
部内全日本自治体退職者会内 三  
田朝丸

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第四三五四号と同じである。

第四四一五号 昭和四十九年五月四日受理  
地方公務員等の共済年金、恩給改定の実施期日を  
昭和四十九年七月一日に改めることに関する請願

請願者 東京都港区麻布十番二ノ八ノ一五  
日本都市交本部内日本都市交通退  
職者協議会内 川添嘉平

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第四三五四号と同じである。

第四四一八号 昭和四十九年五月七日受理  
地方公務員等の共済年金、恩給改定の実施期日を  
昭和四十九年七月一日に改めることに関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内三ノ六ノ二  
自治労都本部内都職労退職者会内  
福岡徳之助

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第四三五四号と同じである。

第四四三三三号 昭和四十九年五月七日受理  
地方公務員等の共済年金、恩給改定の実施期日を  
昭和四十九年七月一日に改めることに関する請願

請願者 東京都文京区本郷二ノ七ノ三二全  
水道本部内全水道退職者協議会内  
小田原本治

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第四三五四号と同じである。

第四四三六号 昭和四十九年五月八日受理  
地方公務員等の共済年金、恩給改定の実施期日を  
昭和四十九年七月一日に改めることに関する請願

請願者 東京都新宿区下落合三ノ一六ノ一  
三ホワイトビル内退職教職員連絡  
協議会事務局内 西塚喜久美

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四三五四号と同じである。

第四四四三三三号 昭和四十九年五月八日受理  
地方公務員等の共済年金、恩給改定の実施期日を  
昭和四十九年七月一日に改めることに関する請願

昭和四十九年七月一日に改めることに関する請願

請願者 東京都新宿区下落合三ノ一六ノ一  
三ホワイトビル内退職婦人教職員  
連絡協議会内 高田なほ子

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四三五四号と同じである。

第四三九九号 昭和四十九年五月四日受理  
住民税等の減免等に関する請願

請願者 宮城県仙台市緑ヶ丘一ノ二二ノ二  
○伊藤啓次外二千四百十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三八〇一号と同じである。

第四四二八号 昭和四十九年五月七日受理  
長島の離島振興法適用の延長に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島  
県議会議長 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

理由

長島は昭和二十八年以来離島振興法による離島振  
興対策実施地域に指定され、交通基盤の整備等各  
種の施策が講ぜられてきたが、長島の住民所得は  
全国平均の四十一・二パーセント、県平均の六十  
六・七パーセントと低く、又、交通基盤、漁港、  
港湾、福祉施設、医療施設及び産業基盤等の整備  
状況もすべての点で本土より遅れている。又、黒  
之瀬戸架橋が開通されても、長島の離島としての  
隔絶性が一挙に解決され、直ちに住民の生活、文  
化が本土なみに向上するとは考えられない。

第四四二九号 昭和四十九年五月七日受理

超過負担の全面解消に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島  
県議会議長 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

健全な地方財政運営のため、日を追って増大して  
いる超過負担を全面解消するよう、国と地方公共  
団体間における新しい財政秩序の確立に努められ  
たい。

理由

地方公共団体における超過負担問題の歴史は古  
く、これに対する政府の措置は、単なる後追いの  
な単価引き上げ等にすぎず、その結果、超過負担  
は国と地方公共団体間における財政秩序を乱し、  
地方公共団体の行政運営面に種々支障を生ずる  
結果となつてゐる。特に、石油パニック以後にお  
ける超過負担問題は、従来と様相を異にし、地方  
公共団体の実施する事業は、一時全面ストップの  
状態となり、このため、住民生活に与えた混乱と  
経済的損失は、計り知れないものがある。更に、  
この情勢は、このまま放置すれば予想される石油  
製品の再値上げ等により、ますます悪化するもの  
と思われ。

第四四四四号 昭和四十九年五月八日受理  
地方自治法の改正に関する請願

請願者 京都市下京区寺町四条下ル 安食  
幸雄外五名

紹介議員 河田 賢治君

地方自治法の改正について、次の事項の実現を要  
望する。  
一、地方自治法の一部改正案については、「特別区  
長公選制」と「いわゆる市町村連合」の抱き合  
せ提案に反対し、分離して「公選制」の早期成  
立を図ること。  
二、「公選制」を実現して特別区の自治権の確立  
を図る法改正と、反対に市町村の権限弱体化を  
図る「いわゆる市町村連合」とは、一部事務組  
合の複合化であると名称まで変えてみても、基

本性格は変わらないので、「連合」は廃案とする  
こと。

三、附則第八条を削除して、社会保険、国民年金及び職業安定の行政事務と職員の身分を地方自治体に移管すること。  
四、吏員制度を廃止するために、地方自治法第七百七十二条の撤廃を図ること。

五月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「騒音防止」を「公害の防止」に、「保健衛生」を「環境の整備保全、保健衛生及び」に改め、同条第六項第一号中「電源開発」の下に「上水道」を、「運河」の下に「下水道」を、「維持管理」の下に「産業廃棄物の処理」を加え、同条第十四項の次に次の一項を加える。

地方公共団体は、他の地方公共団体と協力して、住民の生活圏の広域化に対応する総合的な計画的な行政の運営に努めなければならない。

第八十四条中「但し」を「ただし」に、「第百条第四項」を「第百条第三項」に改める。

第百七十条第二項第一号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「物品」を「物品（基金に属する動産を含む。）」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号及び第六号中「行なう」を「行う」に改める。

第百九十七条中「三年」を「四年」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百九十九条第二項中「第二条第十三項及び第

十四項」を「第二条第十三項から第十五項まで」に改める。

第二百二十五条中「第二百三十八条の四第三項」を「第二百三十八条の四第四項」に改める。

第二百三十八条の二第二項中「第二百三十八条の四第三項」を「第二百三十八条の四第二項の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権の設定若しくは同条第四項」に改める。

第二百三十八条の四第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「行政財産は」の下に「次に定めるものを除くほか」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第二項及び第三項の規定を準用する。

第二百四十三条の二第一項中「物品若しくは」を「物品（基金に属する動産を含む。）若しくは」に改める。  
第二百五十八条中「第九条」を「第九条から第十三条まで」に改める。  
第二百八十一条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項及び第五項を削る。

特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により市に属する事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区に属する事務のほか、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第二条第五項及び第十項の規定は特別区に、同条第七項の規定は都及び特別区に準用する。

第二百八十一条の三第六項中「第二項」を「第一項」に、「第四項」を「前項」に改め、同条第一項及び第五項を削る。

第二百八十二条第二項中「都は」の下に「都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため」を加え、「及び第三項」を削り、「前条第二項及び第四項（同条第六項）」を「前条第一項及び第三項（同条第四項）」に改める。

第二百八十二条の二第二項中「第二百八十一条第三項又は前条第一項若しくは」を「前条第一項又は」に改める。

第二百八十三条第二項中「第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる特別区に属する事務に関するもの及び第二百八十一条の三第二項（同条第六項）」を「法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに属するもの及び第二百八十一条の三第一項（同条第四項）」に、「特別区の長」を「特別区の区長」に改める。

第二百八十五条を次のように改める。

第二百八十五条 市町村の事務又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に關し、広域にわたる総合的な計画を共同して作成し、これらの事務の管理及び執行についてその計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたって総合的かつ計画的に共同処理するための市町村の一部事務組合については、市町村の共同処理しようとする事務が他の市町村の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合において、これを設けることを妨げるものではない。

第二百八十七条第三項中「管理者」の下に「（次条第三項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第二百八十七条の二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、前条第一項各号に掲げるもののほか、当該一部事務組合の作成する広域にわたる総合的な計画の項目について規定を設けるものとする。

第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。

前項の理事は、当該一部事務組合を組織する市町村の長又は当該市町村の長が当該市町村の議会の同意を得て当該市町村の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

第二百八十七条の三 一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決があつたときは、当該一部事務組合の管理者（前条第三項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。）は、その結果を当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

第三編第三章中第二百九十三条の次に次の一条を加える。

第二百九十三条の二 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に關する事項その他本章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十六条中「第二百五十二条の十九第一項に規定する」を削る。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十條とする。  
附則第十九条を附則第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

ため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なう」を「意見を述べる」に改め、同号を同表第一号の九とし、同表中第一号の三から第一号の六までを二号ずつ繰り下げ、第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律（昭和四十八年法律第

二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の定めるところにより、原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域の指定等について意見を述べ、これらの地域に関する保全事業を実施し、及び都道府県自然環境保全地域を指定する等の事務を行うこと。

別表第一中第一号の二十二を第一号の二十五とし、第一号の二十一を第一号の二十三とし、同号の次に次の一号を加える。

一の二十四 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、過疎地域振興方針に基づいて作成される市町村過疎地域振興計画について協議し、市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、過疎地域における緊急整備地域の指定について意見を述べ、並びに避難施設緊急整備計画及び防災営農施設整備計画を作成すること。

一の四 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）の定めるところにより、都道府県交通安全計画及び都道府県交通安全実施計画を作成し、並びにこれらの確かつ円滑な実施を図るため必要な措置を講ずること。

別表第一第九号を次のように改める。

九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画を定め、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を、土地、又は建物の占有者に対して一般廃棄物を運搬する

二の七 公害に係る健康被害者の救済に関する特別措置法（昭和四十四年法律第九十号）の定めるところにより、事業活動その他の人の活動に伴つて生じた相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病が

域において処理する場合に限る。）  
別表第一第九号の二から第九号の四までを削る。  
別表第一第十三号の次に次の一号を加える。  
十三の二 動物の保護及び管理に関する法律  
（昭和四十八年法律第百五号）の定めるところにより、犬及びねこを引き取り、並びに負傷動物等を収容すること。  
別表第一第十七号の二中「行なう健康診査」を「行う健康診査、老人医療費の支給」に改め、同表中第二十号の六を第二十号の九とし、同号の次に次の一号を加える。  
二十の十 港灣労働法（昭和四十年法律第百二



十号)の定めるところにより、港湾雇用調整計画について意見を述べること。

別表第一中第二十号の五を第二十号の八とし、第二十号の四を第二十号の五とし、同号の次に次の二号を加える。

二十の六 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の定めるところにより、勤労青少年福祉対策基本方針について意見を述べること。

二十の七 勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第百十三号)の定めるところにより、勤労婦人福祉対策基本方針について意見を述べること。

別表第一中第二十号の三を第二十号の四とし、第二十号の二を第二十号の三とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の定めるところにより、市町村長が行う児童手当の支給に要する費用の一部を負担すること。

別表第一第二十一号の二中「昭和三十三年法律第百三十三号」を「昭和四十四年法律第六十四号」に、「一般職業訓練所」を「職業訓練基本計画について意見を述べ、及び専修職業訓練校」に改め、同表中第二十二号から第二十二号の四までを削り、第二十二号の五を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方卸売市場の開設及び廃止並びに地方卸売市場における卸売業務の許可に関する事務等を行うこと。

別表第一第二十三号の四を次のように改める。  
二十三の四 土地改良法及びこれに基づく政令の定めるところにより、土地改良長期計画について意見を述べ、土地改良事業に参加する資格を有する者等の申請に基づく都道府県営土地改良事業の施行に関する事務を行い、国営土地改良事業の適否の決定等について協議

し、及び市町村特別申請事業の申請について同意を与える等の事務を行うこと。

別表第一第二十三号の七の次に次の一号を加える。

二十三の八 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の定めるところにより、市町村が定める農村地域工業導入実施計画について協議すること。

別表第一第二十六号の十二中「(昭和三十三年法律第七十九号)」を「及びこれに基づく政令」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同表第二十六号の十九とし、同表中第二十六号の十一を第二十六号の十六とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六の十七 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)の定めるところにより、緑地保全地区内に標識を設け、及び緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行うこと。

二十六の十八 下水道法及びこれに基づく政令の定めるところにより、公共の水域又は海城ごとに流域別下水道整備総合計画を作成し、及び流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うこと。

別表第一中第二十六号の十を第二十六号の十五とし、第二十六号の九を第二十六号の十四とし、第二十六号の八を第二十六号の十二とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の十三 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、新都市基盤整備事業を施行し、及び日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業に係る土地整理の施行計画について意見を述べること。

別表第一中第二十六号の七を削り、第二十六号の六を第二十六号の十とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の十一 都市再開発法(昭和四十四年法

律第三十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業を施行すること。

別表第一中第二十六号の五を第二十六号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の九 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の定めるところにより、有線テレビジョン放送施設に係る許可又は不許可の処分について意見を述べること。

別表第一中第二十六号の四を第二十六号の七とし、同表第二十六号の三(金属鉱物探鉱促進事業団法)を「金属鉱業事業団法」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同表第二十六号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の六 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)の定めるところにより、石油パイプライン基本計画の作成及び石油パイプライン事業等の許可について意見を述べること。

別表第一第二十六号の二中「一定めるところにより」の下に、「鉱害復旧長期計画について意見を述べ」を加え、「認可を受けた者」を「石炭鉱害事業団」に、「交付する」を「交付する等の事務を行う」に改め、同号を同表第二十六号の四とし、同表第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の定めるところにより、沿岸水産資源開発区域を指定し、及び沿岸水産資源開発計画を作成する等の事務を行うこと。

二十六の三 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)の定めるところにより、調整規程の認可について意見を述べる

こと。  
別表第一第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 急傾斜地の崩壊による災害の防止

に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域内に標識を設置し、急傾斜地崩壊防止工事を施行し、及び災害危険区域を指定すること。

別表第一第二十八号の五中「(昭和三十一年法律第七号)」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「日本道路公社の行う」を「日本道路公社若しくは地方道路公社の行う」に、「若しくは阪神高速道路公社の管理する」を「阪神高速道路公社若しくは地方道路公社の管理する」に改め、同表中第二十八号の十三を第二十八号の十四とし、第二十八号の十二を第二十八号の十三とし、第二十八号の十一を第二十八号の十二とし、第二十八号の十を削り、第二十八号の九を第二十八号の十一とし、第二十八号の八を第二十八号の十とし、第二十八号の七の次に次の二号を加える。

二十八の八 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の定めるところにより、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画について同意を与えること。

二十八の九 工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)の定めるところにより、工業用地下水の採取を規制する地域を指定する政令の制度又は改廃の立案について意見を述べる

こと。  
別表第一第三十六号中「個室付浴場業」の下に「及びモーター営業」を加え、同表第三十八号中「円滑を図るため」を「円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するため」に「行なう」

を「行う」に改める。

別表第二第一号(一)中「行なう」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二)を削り、同号(三)中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号中(一)の(三)を(一)とし、(一)の(四)を削り、(一)の(五)を(一)の(三)とし、(三)を削り、(四)を(三)とし、その次に次のように加える。

(四) 動物の保護及び管理に関する法律の定めるところにより、犬及びねこを引き取り、並びに負傷動物等を収容すること。(政令で定める市に限る。)

別表第二第一号(五)中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(五)の(二)及び(五)の(三)中「行なう」を「行う」に改め、第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(五)の(三)の次に次のように加える。

(五)の四 都市緑地保全法の定めるところにより、緑地保全地区内に標識を設け、及び緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行うこと。(指定都市に限る。)

別表第二第一号(六)中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同表第二号中(二)の(二十)を(二)の(十三)とし、(二)の十九を(二)の(二十)とし、(二)の十八を(二)の(二十一)とし、(二)の十七を(二)の十九とし、その次に次のように加える。

(二)の二十 過疎地域対策緊急措置法の定めるところにより、市町村過疎地域振興計画を定めること。

別表第二第二号中(二)の十六を(二)の十八とし、(二)の十五を(二)の十七とし、(二)の十四を(二)の十六とし、(二)の十三を(二)の十五とし、(二)の十二を(二)の十四とし、(二)の十一を(二)の十三とし、(二)の十を(二)の十一とし、(二)の九を(二)の十とし、(二)の八を(二)の九とし、(二)の七を(二)の八とし、(二)の六を(二)の七とし、(二)の五を(二)の六とし、(二)の四を(二)の五とし、(二)の三を(二)の四とし、(二)の二の次に次のように加える。

(二)の三 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律の定めるところにより、避難施設緊急整備計画及び防災営農施設整備計画の作成等について意見を述べ、並びに避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施すること。

(二)の四 交通安全対策基本法の定めるところにより、市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画を作成し、並びにこれらの的確かつ円滑な実施を図るため必要な措置を講ずること。

別表第二第二号(五)及び(六)を次のように改める。

(五) 自然環境保全法の定めるところにより、自然環境保全地域の指定等について意見を述べ、並びに原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業を実施すること。

(六) 水質汚濁防止法の定めるところにより、公共用水域の水質の測定を行うこと。

別表第二第二号(六)の次に次のように加える。

(六)の二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の定めるところにより、指定地域

の指定等について意見を述べ、及び条例で当該地域に係る騒音の規制基準の特例を定めること。

(六)の三 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)の定めるところにより、規制地域の指定及び当該地域に係る悪臭物質の規制基準の設定について意見を述べること。

(六)の四 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)の定めるところにより、都道府県知事が行う農用地土壌汚染対策地域の指定及び農用地土壌汚染対策計画の承認の申請について意見を述べること。

(六)の五 瀬戸内海環境保全臨時措置法の定めるところにより、特定施設の設置等の許可について意見を述べること。

(六)の六 公害防止事業団法の定めるところにより、公害防止事業団が作成する事業実施計画に関し都道府県知事が行う協議について意見を述べること。

別表第二第二号(十)を次のように改める。

(十) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画を定め、一般廃棄物の収集、運搬及び処分をし、土地又は建物の占有者に対して一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示し、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務を行うこと。

する事務を行うこと。

別表第二第二号中(二十)から(二十四)までを削り、(二十一)を(二十)とし、その次に次のように加える。

(二十) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県知事が行う農業振興地域の指定について協議し、及び農業振興地域整備計画を作成する等の事務を行うこと。

(二十一) 農村地域工業導入促進法の定めるところにより、都道府県が定める農村地域工業導入実施計画について意見を述べること。

別表第二第二号(二十一)の次に次のように加える。

(二十二) 土地改良法及びこれに基づく政令の定めるところにより、土地改良区等の土地改良事業計画の概要等について意見を述べ、及び国又は都道府県の行う土地改良事業に係る土地改良事業計画等について協議する等の事務を行うこと。

別表第二第二号(二十四)の次に次のように加える。

(二十四)の二 海洋水産資源開発促進法の定めるところにより、沿岸水産資源開発区域の指定及び沿岸水産資源開発計画の作成等について意見を述べること。

(二十四)の三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の定めるところにより、採取

別表第二第二号(二十五)の十中「定めるところにより」の下に「流域別下水道整備総合計画及び流域下水道の事業計画について意見を述べ」を加え「行なう」を「行い、並びに下水道の処理区域内におけるくみ取便所を水洗便所に改造することを命ずる等の措置を講ずる」に改め、同号中(二十五)の十を(二十五の十三)とし、その次に次のように加える。

二十五の十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めるところにより、災害危険区域を指定すること。（建築主事を置く市町村に限る。）

別表第二第二号中(二十五の九を二十五の十一とし、その次に次のように加える。

二十五の十一 都市緑地保全法の定めるところにより、緑化協定を認可すること。

別表第二第二号中二十五の八を二十五の十とし、二十五の七を二十五の九とし、二十五の六を二十五の七とし、その次に次のように加える。

十五の八 新都市基盤整備法及びこれに基づく政令の定めるところにより、新都市基盤整備事業を施行し、及び日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業に係る土地整理の施行計画について意見を述べること。

別表第二第二号中(二十五の五)を削り、同号(二十

二十五の六 都市再開発法及びこれに基づく政  
令の定めるところにより、市街地再開発事  
業を施行すること。

別表第二第二号中(二十五の三)を(二十五の四)とし、(二十五の二)を(二十五の三)とし、(二十五の次)に次のように加える。

二十五の二 石油パイプライン事業法の定めるところにより、石油の流出その他の事故が発生し、危険な状態となつた場合において講ずべき措置について石油パイプライン事業者と協議すること。

事業者と協議すること。

別表第二第二号(二十六の五)中「道路整備特別措置法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「若しくは阪神高速道路公団の管理する」を、「阪神高速道路公団若しくは地方道路公社の管理する」に改め、同号中(二十六の十)を(二十六の十三)とし、(二十六の十)を(二十六の十二)とし、同号(二十六の九)中「住宅地区改良法」の下に「昭和三十五年法律第八十四号」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号中(二十六の九)を(二十六の十)とし、(二十六の八)を(二十六の十)とし、(二十六の七)の次に次のように加える。

二十六の八 地方道路公社法の定めるところにより、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画について同意を与えること。

工業用水法の定めるところによ

別表第三第一号一の六及び一の九中「受理し、」

を「受理し、及び」に、「勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なう」を「勧告する」に改め、同号(三)中「行ない」を「行い」に、「危険物取扱主任者」を「危険物取扱者」に、「行なう」を「行う」に改め、同号中四の五を四の六とし、その次に次のように加える。

次のように加える。

四の七 地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律（昭和四十八年法律第五十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村である交通事業再建団体について、交通事業再建計画の変更を承認し、交通事業再建計画の実施の状況を監査し、及び再建事業の業務の執行について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号中四の四を四の五とし、四の三を四の四とし、四の二の次に次のように加える。

（四）三 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の定めるところにより、市町村に譲与すべき自動車重量譲与税の額の

算定及び譲与に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(五)中、「登録」及び「又は出張所」を削り、同号(五)の五を次のように改める。

(五) 公有地の拡大の推進に関する法律  
(昭和四十七年法律第六十六号) 及びこれに基づき政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地の先買いに關する事務を行い、並びに土地開発公社の設立、解散及び定款の変更を認可し、並びに土地開発公社から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号中五の十一を五の十三とし、五の十一を五の十二とし、五の十を五の十一とし、五の九を五の十とし、五の八を五の九とし、五の七を五の八とし、五の六を五の七とし、五の五の次に次のように加える。

(五) 過疎地域対策緊急措置法の定めるところにより、過疎地域振興方針を定めること。

別表第三第一号中「基く」を「基づく」に、  
「及び特別保護地区」を「特別保護地区及び海  
中公園地区」に改め、同号九を九の二とし、その  
次に次のように加える。

九の三 公害対策基本法及びこれに基づく政  
令の定めるところにより、二以上の類型を  
設けて定められた環境基準のそれぞれの類

型をあてはめる地域又は水域を指定し、及び公害防止計画を作成すること。

(九の四) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設の設置等の届出を受理し、これらの施設の構造等の改善若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、大気汚染の状況を監視し、及びばい煙排出者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させる等の事務を行うこと。

(九の五) 水質汚濁防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の届出を受理し、特定事業場の汚水等の処理の方法等の改善若しくは排出水の排出の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域の水質の汚濁の状況を監視し、水質の測定に関する計画を作成し、及び特定施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業場に立入検査させる等の事務を行うこと。

(九の六) 騒音規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域を指定し、及び当該地域に係る騒音の規制基準を定めること。

(九の七) 悪臭防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、規制地域を指定し、及び当該地域に係る悪臭物質の規制基準を定めること。

(九の八) 農用地の土壌汚染対策地域及び当該

地域内における特別地区を指定し、農用地土壌汚染対策計画を定め、特別地区の区域内の農用地において指定農作物等の作付けを行わないように勧告し、農用地の土壌の汚染の状況を調査測定し、並びに職員をして農用地に立入調査させる等の事務を行うこと。

(九の九) 瀬戸内海環境保全臨時措置法の定めるところにより、特定施設の設置等の許可に関する事務を行い、及び許可を受けないで特定施設を設置した者等に対して当該特定施設の除却、操業の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

(九の十) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定、公害医療手帳の交付及び医療費等の支給に関する事務を行い、並びに保険医療機関等から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。

(九の十一) 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害審査委員候補者名簿を作成し、並びに公害に係る紛争に関する和解の仲介、調停及び仲裁に関する事務を行うこと。

(九の十二) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任等の届出を受理し、これらの者の解任を命じ、及び特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場に立入検査させる等の事務(騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務を除く。)を行うこと。

ろにより、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任等の届出を受理し、これらの者の解任を命じ、及び特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場に立入検査させる等の事務(騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務を除く。)を行うこと。

(九) 自然環境保全法及びこれに基づく政令の定めるところにより、自然環境保全地域の特別地区、野生動植物保護地区及び海中特別地区内の工作物の設置等の許可等に関する事務を行い、自然環境保全地域の普通地区内の工作物の設置等の届出の受理、当該届出に係る行為の禁止又は制限等に関する事務を行い、並びに工作物の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして自然環境保全地域の区域内の土地等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(十)の三「昭和四十三年法律第五十三号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び介護手当」を「介護手当等」に改め、同号(二十)及び(二十)の三を次のように改める。

(二十の二) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、臨床検査技師又は衛生検査技師の免許の取消し又は名称の使用の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申

し、及び衛生検査所の登録に関する事務を行うこと。

(二十の三) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、産業廃棄物に関する処理計画を定め、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の届出を受理し、これらの施設の改善若しくは使用の停止又は事業者の産業廃棄物の運搬、処分若しくは保管の方法の変更その他必要な措置を命じ、産業廃棄物処理業の許可及び業務の停止に関する事務を行い、並びに産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させること。

別表第三第一号中(二十五)の二から(二十五)の四までを削り、(二十六)の二を(二十六)の三とし、(二十六)の次に次のように加える。

(二十六の二) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の定めるところにより、特定建築物についての届出を受理し、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者についての処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、特定建築物について、維持管理の改善を命じ、又は使用を禁止し、若しくは制限する等の事務を行い、及び特定建築物所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物に立入検査させること。

別表第三第一号(二十八)中「基く」を「基づく」

に改め、「販売の用に供する」を削り、「容器包装の製品」を「容器包装」に、「標示をし」を「表示をし、食品、添加物、器具又は容器包装を製造し、又は加工した者に対しその製造し、又は加工した食品、添加物、器具又は容器包装について必要な検査を受けるべきことを命じ」に改め、同号(三十)中「昭和二十五年法律第二百四十七号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号(三十五)を次のように改める。

(三十五) あん摩マツサージ指匠師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、あん摩マツサージ指匠師、はり師又はきゆう師の試験、免許及び業務の停止に関する事務を行い、施術所の開設等の届出を受理し、施術所について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置を講ずべきことを命じ、並びに施術者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させること。

別表第三第一号(三十五)の次に次のように加える。

(三十五)の二 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、柔道整復師の試験、免許及び業務の停止に関する事務を行い、施術所の開設等の届出を受理し、施術所について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置を

講ずべきことを命じ、並びに施術所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させること。

(三十五)の三 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)の定めるところにより、理学療法士及び作業療法士についての免許の取消し又は名称の使用の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申すること。

(三十五)の四 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の定めるところにより、視能訓練士についての免許の取消し又は名称の使用の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申すること。

別表第三第一号(四十)中「又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者等」に、「取消」を「取消し」に、「取締」を「取締り」に改め、同号(四十)中「(昭和二十五年法律第三十三号)」の下に「及びこれに基づく政令」を、「特定毒物研究者」の下に「に対して廃棄物の回収若しくは毒性の除去等を命じ、これらの者」を加え、「並びに」を削り、「取消」を「取消し」に、「具申する」を「具申し、並びに特定家庭用品の製造業者に対してその製造方法等の改善を命ずる」に改め、同号(四十五)中「身体障害者福祉法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「更生援護施設」を「身体障害者更生援護施設の設置等の届出を受理し」に改め、同号(五十)及び(五十五)中「基く」を「基づく」に、「価格」を「価額」に改め、同号(五十五)中「行ない」を「行い」に、「並びに被保険者又

は受給権者に関する調査をする」を「被保険者又は受給権者に関する調査をし、並びに国民年金事務組合が被保険者の行うべき届出の委託を受けることを認可する」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(五十八)中「(昭和四十年法律第二十号)」を削り、同号(五十九)の五を(五十九)の六とし、(五十九)の四を(五十九)の五とし、同号(五十九)の三中「職業訓練の実施に関する基本的な計画」を「都道府県職業訓練計画」に改め、「技能検定」の下に「並びに職業訓練法人、職業訓練法人連合会及び都道府県技能検定協会の設立、定款の変更等の認可」を加え、「行ない」に、「事業内職業訓練」を「事業主等の行う職業訓練」に、「行なう事業主」を「行う事業主等」に、「又は改善を勧告する」を「行い必要な勧告をする」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(五十九)の三を(五十九)の四とし、(五十九)の二を(五十九)の三とし、(五十九)の次に次のように加える。

(五十九)の二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、失業保険の加入及び保険関係の消滅の認可、事業主が同一人である二以上の継続事業に関する保険関係に関する認可及び指定並びに労働保険事務組合に関する認可等を行うこと。

別表第三第一号(六十二)から(六十二)の五までを削り、(六十二)の六を(六十二)とし、(六十二)の七を(六十二)の二とし、(六十三)を次のように改める。  
(六十三) 卸売市場法及びこれに基づく政令の

定めるところにより、都道府県卸売市場整備計画を定め、及び中央卸売市場の開設者若しくは卸売業者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(六十三)の次に次のように加える。  
(六十三)の四 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業者年金基金の業務の一部の受託者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。

(六十三)の五 農業振興地域の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業振興地域整備基本方針の作成及び農業振興地域の指定に関する事務を行い、市町村の定める農業振興地域整備計画を認可し、その変更を指示し、農用地利用計画の案についての審査の申立てについて裁決し、並びに市町村長の勧告に係る農用地利用計画において指定した用途に供するための土地の所有権の移転等に関する調停を行うこと。

(六十三)の六 農村地域工業導入促進法の定めるところにより、農村地域工業導入基本計画を定めること。  
別表第三第一号(六十五)の次に次のように加える。  
(六十五)の六 農林物資の規格化及び品質表示

の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、登録格付機関の登録及びその行方格付の停止に関する事務を行い、登録格付機関等に対して格付の改善又は格付の表示の除去若しくはまつ消を命じ、製造業者等に対して品質に関する表示の基準を守るべき旨を指示し、並びに製造業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号（六十六）を次のように改める。

（六十六） 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、農薬販売業者の届出を受理し、水質汚濁性農薬の使用についてあらかじめ許可を受けるべき旨を定め、改良普及員又は病虫害防除員に準ずる者を指定し、並びに農薬販売業者等から必要な報告を求め、又は職員をして必要な場所に入立検査させること。

別表第三第一号（六十七）中「行なう」を「行う」に、「市町村の指定」を「市町村及び果実の品質の低下を共済事故とする地域の指定」に、「行ない」を「行い」に改め、同号（六十七）の次に次のように加える。

（六十七）の二 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法（昭和四十八年法律第七十九号）の定めるところにより、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業を行う農業共

済組合及び市町村の指定並びに指定組合等が行う畑作物共済事業又は園芸施設共済事業に係る共済約款等の認可に関する事務を行い、指定畑作物に係る収穫物の単位当たり価格を定め、並びに指定組合等又は指定連合会から必要な報告を求めること。

別表第三第一号（六十八）の次に次のように加える。

（六十八）の四 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の定めるところにより、農水産業協同組合の解散の認可をした場合等にその旨を農水産業協同組合貯金保険機構に通知し、及び農水産業協同組合に対して必要な命令をすること。

別表第三第一号（七十）中「基づく」を「基づく」に、「並びに小作地及び小作採草放牧地について」を「市街化区域内の農地の転用等の届出を受理し、小作地に係る」に、「買取令書」を「小作地に係る買取令書」に、「売渡」を「売渡し」に、「並びに開発して」を「農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について和解の仲介に関する事務を行い、並びに開発して」に、「農業委員会」のした処分に対する審査請求に対する裁決」を「市町村又は農業協同組合が草地利用権を取得することにつき土地所有者との協議がとれない場合等に裁定」に改め、同号（七十）中「行ない」を「行い」に、「かんがい排水施設等」を「農業用排水施設等」に、農業協同組合又は共同の数人若しくは「農業協同組合等若しくは共同の数人又は」に、「行なう」を「行う」に、「土地改良財産の」を「土地改良財

産を」に改め、同号（七十二）及び（七十二）の二を削り、（七十二）の三を（七十二）とし、同号（七十六）中「蚕糸業法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「取締」を「取締り」に、「蚕糸業者若しくは蚕糸業等」を「蚕糸業者等」に改め、同号（七十九）を削り、（八十）を（七十九）とし、（八十一）を（八十）とし、（八十二）を（八十一）とし、（八十三）を（八十二）とし、（八十五）を次のように改める。

（八十五） 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、育種母樹等を指定し、これらの保護又は管理に關し必要な措置を講ずること等を指示し、生産事業者を登録し、生産事業者等に対して表示義務等の違反の是正を命ずる等の事務を行い、及び生産事業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号（八十七）中「行ない」を「行い」に、「及び」を「、きじ類及び山鳥の販売を許可し、並びに」に改め、同号（八十九）の二を削り、（八十九）の三を（八十九）の二とし、（八十九）の四を（八十九）の三とし、（八十九）の五を（八十九）の四とし、その次に次のように加える。

（八十九）の五 真珠養殖等調整暫定措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、真珠養殖等調整組合の組合員による臨時總會の招集の承認をし、組合員の請求に基づき真珠養殖等調整組合の業務又は会計の状況を検査し、及び真珠養殖等調整組合等か

ら必要な報告を求め、又は職員をして真珠養殖等調整組合の事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号（九十三）の五を削り、（九十三）の四を（九十三）の五とし、（九十三）の三を（九十三）の四とし、（九十三）の二を（九十三）の三とし、（九十三）の次に次のように加える。

（九十三）の二 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和四十八年法律第百号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定区域を指定し、及び経営資金を貸し付けた金融機関から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に入立検査させること。

別表第三第一号（九十四）中（昭和二十六年法律第二百七号）の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ない」を「行い」に改め、「提出し」の下に「輸出用計量器の製造等に関する届出を受理し」を加え、「計量証明の事業の登録に関する事務」を「計量証明の事業を登録する等の事務」に改め、同号（九十六）の次に次のように加える。

（九十六）の三 石油パイプライン事業法の定めるところにより、石油パイプライン事業者に対して事業用施設に関する測量等のための他人の土地へ立入りを許可すること。

（九十六）の四 採石法及びこれに基づく政令の定めるところにより、採石業者の登録及び採取計画の認可に関する事務を行い、業務管理者の試験を実施し、採石業者に対して



災害防止のために必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取の停止を命じ、並びに採石業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその岩石採取場等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号中(九十七の九)を(九十七の十)とし、(九十七の八)を(九十七の九)とし、(九十七の七)を(九十七の八)とし、同号(九十七の六)中「土地の立入」を「土地の立入り」に、「バス事業者に対して導管の修理等を命ずる等の事務を行う」を「ガス用品の販売の事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる」に改め、同号中(九十七の六)を(九十七の七)とし、(九十七の五)を(九十七の六)とし、(九十七の四)の次に次のように加える。

(九十七の五) 電気工事事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の定めるところにより、電気工事業者の登録に関する事務を行い、電気工事業者に対して危険及び障害の発生の防止のための必要な措置又は事業の停止を命じ、並びに電気工事業者を営む者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号中(九十八の一)を(九十八の二)とし、(九十八の二)の次に次のように加える。

(九十八の二) 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)及びこれに基づき政令の定めるところにより、特定事業の転換に関する計画の認定に関する事

務を行い、及び中小企業者から認定計画の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号中(百一の一)を(百一の六)とし、その次に次のように加える。

(百一の七) 貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第二号)の定めるところにより、庶民の金融業協会に対して、指導、助言若しくは勧告をし、又は監督上必要な命令をし、及び貸金業者に対してその業務の停止を命じ、並びに庶民金融業協会から必要な報告等を求めること。

別表第三第一号(百一)の次に次のように加える。

(百一の一) 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)及びこれに基づき政令の定めるところにより、商店街整備計画及び店舗共同化計画の認定に関する事務を行い、並びにこれらの認定を受けた者等から認定計画に基づく事業の実施状況について報告を求めること。

(百一の三) 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二十一号)及びこれに基づき政令の定めるところにより、指定物資の小売業者に対して当該指定物資の標準価格及び販売価格を表示すべき旨を指示し、指定物資を販売する者に対して当該指定物資の販売価格について指示し、これらの指示に従わなかった場合にその旨を公表し、並びに指定物資を販売する者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所等に立入検査させること。

(百一の四) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)及びこれに基づき政令の定めるところにより、特定物資の価格の動向及び需給状況を調査し、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対して、当該特定物資の売渡しを指示し、及びその指示に従わなかった場合に当該特定物資の売渡しを命ずる等の事務を行い、並びに特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者等の事務所等に立入検査させること。

(百一の五) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)の定めるところにより、事業者に対して景品類の制限若しくは禁止又は不当な表示の禁止に違反する行為を取りやめるべきこと等を指示し、その指示に従わない場合等に公正取引委員会に対して適当な措置をとるべきことを求め、及び事業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(百一)の次に次のように加える。

(百一の二) タクシー業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)及びこれに基づき政令の定めるところにより、自動車登録番号標を領置し、及び返付すること。

(百一の三) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

(昭和四十二年法律第三十一号)及びこれに基づき政令の定めるところにより、土砂等運搬大型自動車の表示番号を指定し、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止し、及び自動車検査証の返納等を命ずる等の事務を行い、並びに土砂等運搬大型自動車を使用する者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(百三)の次に次のように改める。

(百三の四) 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)及びこれに基づき政令の定めるところにより、国内旅行業及び国内旅行業を営む者のためにのみ旅行業を取り扱う旅行業代理店業に係る登録、旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款等に関する事務を行い、旅行業者の業務の停止を命じ、旅行業者の団体の届出を受理し、並びに国内旅行業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の営業所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百五)中「基づく」を「基づく」に、「事業の季節的休止及び改築等のための休止」を「営業の休止」に改め、同号(百九)を次のように改める。

(百九) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)及びこれに基づき政令の定めるところにより、建設業の許可及び廃業等の届出の受理に関する事務並びに建設業者団体の届出の受理に関する事務を行い、建設業者に対し

て必要な指示をし、又はその営業の停止を命じ、建設業者及び建設業者団体から必要な報告を求め、若しくはこれらの者に対して必要な指導等を行い、又は職員をして建設業者の営業所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百十二)を次のように改める。

(百十二) 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公有水面の埋立ての免許に関する事務を行い、公有水面に関して権利を有する者に対する補償等の裁定をし、埋立ての免許を受けた者の測量等のための他人の土地への立入り等を許可し、埋立てに関する工事の竣工の認可に関する事務を行い、竣工認可前の埋立地の使用を許可し、及び埋立てに関する工事の施行区域内の公有水面に存する工作物等の所有者等に対して、これらの除却を命じ、損害を防止するため必要な施設を設けさせ、又は原状回復を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号中(百十三の四)を(百十三の五)とし、(百十三の三)を(百十三の四)とし、(百十三の二)の次に次のように加える。

(百十三の三) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地崩壊危険区域内における水の放流、立木竹の伐採等の行為の許可に関する事務を行い、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等

に対して、急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の必要な措置をとることを勧告し、又は命令し、及び急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして当該土地に立入検査させること。

別表第三第一号(百十五)中「行ない」を「行い」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同号(百十五の四)を次のように改める。

(百十五の四) 道路整備特別措置法の定めるところにより、日本道路公団の行う有料道路の新設又は改築、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の作成する工事実施計画書等について協議し、地方道路公社の行う有料道路の新設又は改築等について同意を与え、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社の管理する有料道路の占用の許可等について意見を述べ、並びに地方道路公社の行う工事のうち指定都市の市道以外の市町村道に係るもの又は市町村(指定都市を除く)の行う道路の新設若しくは改築に関する工事の検査し、及び工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第三第一号(百十五の六)の次に次のように加える。

(百十五の七) 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画について同意を与え、及び本州四国連絡橋公団が作成する工事実施計画書について協議すること。

(百十五の八) 地方道路公社法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方道路公社の設立、定款の変更、業務等の認可及び予算等の承認に関する事務を行い、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画について同意を与え、並びに地方道路公社から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十七の二)を次のように改める。

(百十七の二) 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発組合の設立及び定款の変更、市町村の施行する市街地再開発事業の事業計画において定めた設計の概要、市街地再開発事業に係る権利変換計画等を認可し、市街地再開発事業の施行のための土地の試験等及び当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等を許可し、土地の原状回復、違反建築物等の移転若しくは除却又は市街地再開発事業の適正な施行を確保するため、工事の中止、変更その他必要な措置を命じ、市街地再開発組合の事業の継続が困難となるおそれがある場合にはこれを代行し、市街地再開発組合等から必要な報告を

求め、又は市街地再開発組合等に対して勧告、助言若しくは援助を行う等監督上必要な措置を講じ、並びに市街地再開発組合等がした処分に対する不服申立てに対する裁決をする等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十七の七)中「行ない」を「行い」に改め、「改善等を命じ」の下に、「公共下水道管理者又は流域下水道管理者に対して終末処理場の維持管理上必要な措置又は当該終末処理場によるくみ取尿の処理について勧告し」を加え、「等監督上必要な措置を講ずる」を削り、同号中(百十七の七)を(百十七の九)とし、(百十七の六)を(百十七の八)とし、(百十七の五)を(百十七の六)とし、その次に次のように加える。

(百十七の七) 都市緑地保全法の定めるところにより、緑地保全地区内における建築物その他の工作物の新築又は増築等の許可に関する事務を行い、許可を受けないでこれらの行為を行つた者、許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして緑地保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号中(百十七の四)を(百十七の五)とし、(百十七の三)の次に次のように加える。

(百十七の四) 新都市基盤整備法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村が施行する新都市基盤整備事業に係る土地整理の施行計画において定める設計の概要及び処分計画、市町村又は日本住宅公団が施

る。

行する新都市整備事業に係る換地計画並びに国及び都道府県以外の者が定める土地の造成及び施設の建設に関する実施計画を認可し、開発誘導地区内の土地等の所有権等の設定又は移転を承認し、市町村から必要な報告を求め、又は市町村に対して必要な勧告若しくは助言を行う等監督上必要な措置を講じ、並びに市町村がした処分に対する不服申立てに対する裁決をする等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十九の二)を次のように改める。

る。

(百十九の二) 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の定めるところにより、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引業者名簿に関する事務並びに宅地建物取引主任者資格試験及び宅地建物取引主任者の登録に関する事務を行い、営業保証金の供託等の届出を受理し、並びに宅地建物取引業者に対して必要な指示をし、又はその業務の停止を命じ、宅地建物取引主任者等に対して懲戒処分を行い、及び宅地建物取引業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百十九の二) 次に次のように加える。

(百十九の三) 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、積立式宅地

建物販売業の許可、積立式宅地建物販売業者名簿及び積立式宅地建物販売契約約款に関する事務を行い、積立金等保全措置を講じた旨の届出を受理し、積立金等保全措置を承認し、積立金等保全措置についての権利の実行に関する公告等を行い、並びに積立式宅地建物販売業者に対して業務の運営等の改善若しくは契約の締結の禁止又は業務の停止を命じ、及び積立式宅地建物販売業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百二十)を次のように改める。

(百二十) 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、対象融資に係る賃貸住宅の譲渡等を承認し、及び対象融資を受けた者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(百二十の五)を削り、(百二十の六)を(百二十の五)とし、その次に次のように加える。

(百二十の六) 工業用水法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域における工業用地下水の採取の許可に関する事務を行い、工業用地下水の採取の許可を受けている者に対して地下水の採取の停止等を命じ、地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査のため職員をして他人の土地に立ち入らせ、及び許可井戸の使用

者から必要な報告を求め、又は職員をして許可井戸の設置の場所等に立入検査させること。

別表第三第一号(百二十)中(昭和二十五年法律第二十一号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ない」を「行い」に改め、同号(百二十三)の次に次のように加える。

(百二十三の二) 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであること及び住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定をするものと。

別表第三第一号(百二十六)中(昭和二十六年法律第二十八号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「推薦する」を「推薦し、並びにこれらの学校に対する当該経費に係る補助金の交付に関する事務を行う」に改める。

別表第三第二号(六)中「産業教育振興法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「国の補助」を「国の負担金の交付」に、「推薦する」を「推薦し、並びにこれらの学校に対する当該負担金の交付に関する事務を行う」に改め、同号(九)中「行ない」を「行い」、「及び私立博物館」を「博物館に相当する施設を指定し、及び私立博物館等」に改め、同表第四号中「風俗営業を営もうとする者の許可及び営業の停止」を「風俗営業を営もうとする者の許可及び風俗営業等の営業の停止若しくは廃止又は善良の風俗を害する行為を防止するために必

要な処分」に改め、同号(八)の次に次のように加える。

(九) 警備業法(昭和四十七年法律第十七号)

の定めるところにより、警備業についての届出を受理し、警備業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示し、又は営業の停止若しくは廃止を命じ、及び警備業者から必要な報告を求め、又は警察官をして営業所に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第四第一中(三)を削り、(二)を(三)とし、(一)の(四)を(三)とし、(一)の(三)を(二)とし、同号(一)中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び介護手当」を「介護手当等」に改め、同号中(一)の(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、その前に次のように加える。

(一) 公有地の拡大の推進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域内の土地を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定める等都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

(二) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設の設置等の届出を受理し、これらの施設の構造等の改善若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、大気汚染の状況を監視し、及びば

い煙排出者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させる等の事務を行うこと。(政令で定める市の市長に限る。)

(一) 水質汚濁防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の届出を受理し、特定事業場の汚水等の処更の方法等の改善若しくは排出水の排出の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域の水質の汚濁の状況を監視し、及び特定施設の設置等から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業場に立入検査させる等の事務を行うこと。(政令で定める市の市長に限る。)

(二) 悪臭防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、規制地域を指定し、及び当該地域に係る悪臭物質の規制基準を定めること。(指定都市の市長に限る。)

(三) 瀬戸内海環境保全臨時措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の許可に関する事務を行い、及び許可を受けないで特定施設を設置した者等に対して当該特定施設の除却、操業の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずること。(政令で定める市の市長に限る。)

(四) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病にかかつ

ている者の認定、公害医療手帳の交付及び医療費等の支給に関する事務を行い、並びに保険医療機関等から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。(政令で定める市の市長に限る。)

(五) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任等の届出を受理し、これらの者の解任を命じ、及び特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場に立入検査させる等の事務、騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務を除く。)を行うこと。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(六)を次のように改める。

(六) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の届出を受理し、これらの施設の改善若しくは使用の停止又は事業者の産業廃棄物の運搬、処分若しくは保管の方法の変更その他必要な措置を命じ、産業廃棄物処理業の許可及び業務の停止に関する事務を行い、並びに産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場等に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(七) 別表第四第一号(十一)の次に次のように加える。

(十二) 建築物における衛生的環境の確保

に関する法律の定めるところにより、特定建築物についての届出を受理し、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者についての処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、特定建築物について、維持管理の改善を命じ、又は使用を禁止し、若しくは制限する等の事務を行い、及び特定建築物所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十五)中「狂犬病予防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号(十六)の二を次のように改める。

(十六) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の定めるところにより、施設所について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置を講ずべきことを命じ、及び施設者等から必要な報告を求め、又は職員をして施設所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十六)の三を(十六)の四とし、(十六)の次に次のように加える。

(十六) 柔道整復師法の定めるところにより、施設所について、使用を制限し、若しくは禁止し、又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置を講ずべきことを命じ、及び施設所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして施設所に立入検査させ

ること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十七)中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(十九)の六中「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行つた」に、「行なう」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(十九)の六を(十九)の八とし、その次に次のように加える。

(十九) 都市緑地保全法の定めるところにより、緑地保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行い、許可を受けないでこれらの行為を行つた者、許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして緑地保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(十九)の五中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(十九)の五を(十九)の七とし、同号(十九)の四中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(十九)の四を(十九)の六とし、(十九)の次に次のように加える。

(十九) 国民生活安定緊急措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定物資の小売業者に対して当該指定物資の標準価格及び販売価格を表示すべき旨を指示し、指定物資を販売する者に対して当該指定物資の販売価格について指示し、これらの指示に従わなかつた場合にその旨を公表

し、並びに指定物資を販売する者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所等に立入検査させること。(指定都市の市長に限る。)

(十九)の五 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定物資の価格の動向及び需給状況を調査し、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対して、当該特定物資の売渡しを指示し、及びその指示に従わなかった場合に当該特定物資の売渡しを命ずる等の事務を行い、並びに特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者等の事務所等に立入検査させること。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十)中「行なう」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十)中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十)中「行なう」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十)の四から(二十)の六までの規定中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十)の六の次に次のように加える。

(二十)の七 地方道路公社法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方道路公社の業務の認可及び予算等の承認に関する事務を行い、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画につ

いて同意を与え、並びに地方道路公社から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行うこと。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号中(二十)を削り、(二十一)の二を(二十)とし、(二十二)を次のように改める。  
(二十一) 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業の施行のための土地の試掘等及び当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等を許可し、並びに土地の現状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十三)及び(二十四)中「行ない」を「行い」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十五)中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十六)中「受理し、」を「受理し、及び」に、「勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して現状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なう」を「勧告する」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十七)中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項

の」を削り、同号(二十八)中「受理し、」を「受理し、及び」に、「勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して現状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なう」を「勧告する」に改め、「第二百五十二条の第二項の」を削り、同表第二号中(十二)を削り、(十一)を(十二)とし、(十)を削り、(九)を(十一)とし、(八)を(十)とし、(七)の(三)を(九)とし、(七)の(二)の次に次のように加える。

(八) 騒音規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等又は特定建設作業の実施の届出を受理し、特定工場等の設置者又は特定建設作業の施工者に対して、騒音防止のための措置をとるべきことを勧告し、又は命じ、及び指定地域に於いての騒音の大きさを測定する等の事務を行い、並びにこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事の場所に立入検査させること。

(八)の二 悪臭防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、事業場の設置者に対して、悪臭物質を発生させている施設の運用の改善、悪臭物質の排出防止設備の改良その他必要な措置を勧告し、又は命じ、規制地域における大気中の悪臭物質の濃度の

測定を行い、及び事業場の設置者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事業場に立入検査させること。

(八)の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任等の届出を受理し、これらの者の解任を命じ、及び特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場に立入検査させる等の事務(騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務に限る。)を行うこと。

別表第四第二号(十四)の二を削り、同号(十六)中「公示し、及び狂犬病にかつた犬等を診断し、又は死体を検案した旨の獣医師の届出を都道府県知事に報告する」を「公示する」に改め、同号(二十一)の二中「老人の健康診査」の下に「及び老人医療費の支給に関する事務」を加え、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同号中(二十四)の(六)を(二十四)の七とし、(二十四)の(五)を(二十四)の六とし、(二十四)の(四)を(二十四)の五とし、(二十四)の(三)を(二十四)の四とし、(二十四)の(二)の次に次のように加える。

(二十四)の三 児童手当法及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者の受給資格及び児童手当の額の認定並びに児童手当の支給に関する事務を行い、並びに受給資格者に対して受給資格の有無等に関する書類の提出を命じ、又は職員をして関係

者に質問させる等の事務を行うこと。

別表第四第二号(二十七)を次のように改める。

(二十七) 削除

別表第四第二号(二十七)の二から(二十七)の四までを削り、同号(三十)中「農地法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「使用貸借による権利又は賃借権」を「権利」に、「最高額を定め」を「最高額及び標準額を定め、又は小作料の減額を勧告し」に改め、「若しくは小作採草放牧地」を削り、「売渡」を「売渡し」に改め、「及び小作採草放牧地」を削り、同号(三十四)を次のように改める。

(三十四) 家畜伝染病予防法及びこれに基づく政令の定めるところにより、患畜等の届出を受領し、その旨を都道府県知事に報告し、及び家畜伝染病のまん延を防止するため特に緊急を要するときは通行をしや断する等の事務を行うこと。

別表第四第二号(三十六)の二の次に次のように加える。

(三十六)の三 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の定めるところにより、被害漁業者等の認定を行うこと。

別表第四第二号中(四十三)の三を(四十三)とし、(四十三)の二の次に次のように加える。

(四十三)の三 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、標準地の価格等の公示に係る事項を記載した書面及び標準地の所在を表示する図面を一般の閲覧に供すること。

と。(指定都市の市長を除く。)

別表第四第二号(四十九)の二を次のように改める。

(四十九)の二

都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を公告し、市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要等を表示する図書等を公衆の縦覧に供し、市街地再開発組合の課する賦課金等に係る滞納処分をし、市街地再開発事業の施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に関する事務を行い、施行者の請求により土地又は物件の引渡し等を代行し、並びに市街地再開発組合に対し、必要な報告を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすること。

別表第四第二号中(四十九)の八を削り、(四十九)の九を(四十九)の八とし、同号(五十)中「建築基準法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号に次のように加える。

(五十) 租税特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであること及び住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定をすること。

別表第四第三号(四)中「行なう」を「行う」に改め、「第二百五十二条の十九第一項」を削り、同表第五号(一)中「農地法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「使用貸借による権利又は賃借権」

を「権利」に、「最高額を定め」を「最高額及び標準額を定め、又は小作料の減額を勧告し」に改め、「若しくは小作採草放牧地」を削り、「売渡」を「売渡し」に、「並びに開発して」を「農地又は採草放第一項の」を削る。

別表第六第一号の表(都道府県)の部中

|      |                      |
|------|----------------------|
| 統計主事 | 統計法第十条第二項の定めるところによる。 |
|------|----------------------|

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 統計主事    | 統計法第十条第五項の定めるところによる。 |
| 公害苦情相談員 |                      |

に、「清掃法施行令(昭和二十九年政令第百八十三号)第五条」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条第二項」に改め、「(昭和二十三年政令第七十四号)の下に「第十条第八項」を加え、「建築基準法第四条第五項」を「建築基準法第四条第六項」に改め、同号の表(市町村)の部中

|      |                      |
|------|----------------------|
| 統計主事 | 統計法第十条第二項の定めるところによる。 |
| 市町村  |                      |

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 統計主事    | 統計法第十条第五項の定めるところによる。 |
| 公害苦情相談員 |                      |
| 政令で定める市 |                      |

に、「清掃法施行令第五条」を「廃棄物の処理及び清

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 計量器の検定等の事務に従事する職員 | 計量法第二百二十五条の定めるところによる。 |
| 計量器の検定等の事務に従事する職員 | 計量法第二百二十五条の定めるところによる。 |
| 町村                | 計量法に基づく政令で定める特定市      |

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 計量器の検定等の事務に従事する職員 | 計量法第二百二十五条の定めるところによる。  |
| 建築主事              | 建築基準法第四条第六項の定めるところによる。 |
| 政令で定める市           |                        |

め、同表第二号の表中「統計法第十条第六項」を「統計法第十条第五項」に改め、同表第三号の表市警察部長の項中「府県」を「道府県」に改める。



別表第七第一号の表中「危険物取扱主任者試験委員」を「危険物取扱者試験委員」に、「危険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試験」に、

「あん摩マッサージ指圧師」に、

都道府県防災会議

災害対策基本法第十四条第二項の規定による都道府県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務

を

都道府県防災会議

災害対策基本法第十四条第二項の規定による都道府県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における都道府県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務

都道府県交通安全対策会議

交通安全対策基本法第十六条第二項の規定による都道府県交通安全計画の作成及びその実施の推進、都道府県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務

都道府県自然環境保全審議会

自然環境保全法第五十一条第二項の規定による自然環境の保全並びに鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項の調査審議に関する事務

都道府県公害対策審議会

公害対策基本法第二十九条第一項の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

都道府県水質審議会

水質汚濁防止法第二十一条第二項及び第三項の規定による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項の調査審議等に関する事務

「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会」を「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会」に、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律第十三条第三項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十三条第三項及び柔道整復師法第二十五条第二項の規定に

よるあん摩マッサージ指圧師」に、

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律第二条第一項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の試験に関する事務

を

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第二条第一項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の試験に関する事務

柔道整復師試験委員

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第二条第一項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の試験に関する事務  
柔道整復師法第十条の規定による柔道整復師の試験に関する事務

に、

保母試験委員

児童福祉法施行令の定めるところによる保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事務

を

地方心身障害者対策協議会

心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十条第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整に関する事務  
児童福祉法施行令第十三条第四項の規定による保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事務

保母試験委員

に、

国民健康保険審査会

国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

を

国民健康保険審査会

国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

に、

都道府県職業訓練審議会

職業訓練法第九十七条第二項の規定による都道府県職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項についての調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務

都道府県開拓審議会

開拓者資金融通法第六条第二項及び第七条第二項の規定による都道府県知事の資金の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務  
森林法第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事

|           |                                                                                          |   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 都道府県森林審議会 | 項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務                                                    | を |
| 都道府県鳥獣審議会 | 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律第二十條ノ五の規定による鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項についての調査審議並びに都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務 | を |

|           |                                                                                                                                                   |    |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 都道府県開拓審議会 | 開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法（昭和四十四年法律第八十号）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第七條第二項の規定による開拓に関する重要事項の調査審議等に関する事務 | に、 |
| 都道府県森林審議会 | 森林法第六十八條第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務                                                                                   | に  |

|                         |            |                                                                                         |   |
|-------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 指定地域をその区域を含む都道府県の都道府県知事 | 公害被害者認定審査会 | 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第三條第一項の規定による指定地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病にかつてゐる者の認定に関する事項の調査審議に関する事務 | を |
|-------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---|

|                                                         |                       |                                            |                                                  |
|---------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 重要港湾を管理する都道府県の都道府県知事                                    | 地方港湾審議会               | 港湾法第三十五條の二第一項の規定による重要港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務 | を                                                |
| 別表第七第一條の表中、減価補償金の交付及び保留地の処分方法」を「及び減価補償金の交付」に改め、同表第二號の表中 | 第二百五十二條の十九第一項の指定都市の市長 | 地方社会福祉審議会                                  | 社会福祉事業法第六條の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申 |

|            |              |                                                                                         |   |
|------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 政令で定める市の市長 | 公害被害者認定審査会   | 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第三條第一項の規定による指定地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病にかつてゐる者の認定に関する事項の調査審議に関する事務 | に |
| 指定都市の市長    | 地方社会福祉審議会    | 社会福祉事業法第六條の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務                                  | に |
|            | 地方心身障害者対策協議会 | 心身障害者対策基本法第三十條第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整に関する事務                        | に |

|                   |         |                                            |   |
|-------------------|---------|--------------------------------------------|---|
| 重要港湾を管理する市町村の市町村長 | 地方港湾審議会 | 港湾法第三十五條の二第一項の規定による重要港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務 | を |
|-------------------|---------|--------------------------------------------|---|

別表第七第二號の表中、「減価補償金の交付及び保留地の処分」を「及び減価補償金の交付」に、「又は建築主事の処分に対する異議申立ての裁定」を「等の処分等に対する審査請求の裁決」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一條、第二百八十一條の三、第二百八十二條第二項、第二百八十二條の二第二項及び第二百八十三條第二項の改正規定、附則第十七條から第十九條までに係る改正規定並びに附則第二條、附則第七條から第十一條まで及び附則第十三條から第二十四條までの規定（以下「特別区に関する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

（旧東京都制の効力）

第二條 地方自治法附則第二條ただし書の規定に

よりなおその効力を有することとされる旧東京都制（昭和十八年法律第八十九号）第九十一條の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で改正後の地方自治法第二百八十一條第二項の規定により特別区が処理することとされているもの並びに同法第二百八十一條の三第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関し、その適用はないものとする。

（特別区の区長の統一選挙）

第三條 特別区に関する改正規定の施行の日以後最初に行うべき特別区の区長の選挙は、同日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に行うものとする。

2 前項の特別区の区長の選挙についての選挙期日の告示その他公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定の適用に関し必要な事項は、政

令で定める。

(特別区の区長の任期の特例)

第四条 この法律の施行の際現にその職にある特別区の区長及びこの法律の施行の日から特別区に関する改正規定の施行の日までの間に地方自治法第二百八十一条の三第一項の規定により選任される特別区の区長は、同法第二百八十三条第一項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による特別区の区長の選挙の日の前日までの間、在職するものとする。

(職員の引継ぎ)

第五条 特別区に関する改正規定の施行の日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で特別区に関する改正規定の施行の日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに専ら従事していると認められる都の職員は、同日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付採用期間中の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

2 前項に規定する都の職員でその引継ぎについて同項の規定によりがたいものをいづれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

3 第一項の規定は、特別区に関する改正規定の施行の日の前日において現に特別区に配属されている都の職員に準用する。

(政令への委任)

第六条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行のために必要な経過措置は、政令で定める。(伝染病予防法の一部改正)

第七条 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第一項中「東京都ノ区」を「特別区」に改める。

第二十八条ノ二中「前条」を「第二十八条」に改め、同条を第二十八条ノ三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ二 此ノ法律中市町村ノ処理スベキ事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ特別区ノ存スル区域ニ在リテハ政令ノ定ムルトコロニ依リ都ノ処理スルモノトス此ノ場合ニ於テ此ノ法律中市又ハ市ノ吏員ニ関スル規定ハ都又ハ都ノ吏員ニ関スル規定トシテ都又ハ都ノ吏員ニ適用アルモノトス

(競馬法の一部改正)

第八条 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「市町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」で、「附した」を「付した」に、「行なう」を「行う」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第九条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二百六十六条第一項中「(市長の選挙に関する規定を除く。)」を削る。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別区所屬の都吏員又は」を削る。

(計量法の一部改正)

第十一条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三百三十九条第一項中「政令で定める市町村」の下に「若しくは特別区」を加え、「行なう」を「行う」に、「附されている」を「付されている」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第十二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第

二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「第二百三十八条の四第三項」を「第二百三十八条の四第四項」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「行なうことができる」を「行うものとする」に改める。

(下水道法の一部改正)

第十五条 前条の規定に伴う経過措置

第四十二条第二項の規定により特別区が処理するものとされる主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に関する事務は、同項の協議において定める日までの間は、同項の規定にかかわらず、従前の例により都が処理するものとする。

2 附則第五条第一項及び第二項の規定は、前条の規定による改正後の下水道法第四十二条第二項の協議において定める日において同項の事務に専ら従事していると認められる都の職員について準用する。この場合において、附則第五条第一項中「特別区に関する改正規定の施行の日の前日」とあるのは「下水道法(昭和三十三年法律七十九号)第四十二条第二項の協議において定める日」と、「特別区に関する改正規定の施行の日以後」とあるのは「同日の翌日以後」と読み替えるものとする。

(住宅地区改良法の一部改正)

第十六条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第

八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項を削る。

(災害対策基本法の一部改正)

第十七条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百条ただし書を削る。

(都市の美観風致を維持するために樹木の保存に関する法律の一部改正)

第十八条 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(都の特別区の存する区域にあつては、都知事。以下同じ。)」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百十二号)の一部を次のように改正する。

第一百条中「市町村長」の下に「(特別区の区長(地方自治法第二百八十三条第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。))を含む。」を加える。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第二十条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第二十一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項を削り、同条第三項中「前項の規定により都の特別区が施行することができない都市計画事業に係る場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「第一項から第五項まで」を「第一項から第四項まで」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第六十三条第二項中「第五十九条第七項」を「第五十九条第六項」に改める。

第六十四条中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。

2 前項の規定により都が定める都市計画に係る第二章第二節の規定による市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。

第八十九条第一項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第二十二條 都市再開発法の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。

第五十一条第二項中「又は第三項」を「又は第二項」に改める。

第五十八條第二項中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。

第百九条中「都の特別区の存する区域においては、都」を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第二十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。  
(特別区に関する特例)

第二十三条の二 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の相定（第五条第二項及び第五項、第六条（一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。並びに第十四条第四項の規定を除く。）中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定による改正後の廃棄物の

処理及び清掃に関する法律第二十三条の二の規定の適用については、別に法律で定める日までの間は、同条中「第五条第二項及び第五項、第六条（一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。）並びに」とあるのは、「第五条第五項及び」とする。

[illegible]